

令和6年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

（令和6年5月1日現在）

【調査結果のポイント】

○登録児童数《過去最高値を更新》

1,519,952人【前年比62,568人増】（令和5年：1,457,384人）

○放課後児童クラブの支援の単位数《過去最高値を更新》

38,122支援の単位【前年比1,088支援の単位増】（令和5年：37,034支援の単位）

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

○放課後児童クラブ数

25,635か所【前年比172か所減】（令和5年：25,807か所）

うち、放課後子供教室との校内交流型 5,660か所【前年比8か所増】

※校内交流型とは、同一の小中学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。

※クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体はその是正を図ったため。

○利用できなかった児童数（待機児童数）

全体：17,686人【前年比1,410人増】（令和5年：16,276人）

（学年別内訳）

小学1年生：2,209人【前年比202人減】

小学2年生：2,116人【前年比4人増】

小学3年生：3,879人【前年比371人増】

小学4年生：5,707人【前年比663人増】

小学5年生：2,756人【前年比424人増】

小学6年生：1,019人【前年比150人増】

・平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象児童を「おおむね10歳未満」から小学6年生までと明確化。

・待機児童数を学年別で見ると、小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は173人、小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は1,237人増加した。

・都道府県別では、東京都（3,731人）、埼玉県（2,132人）、千葉県（1,181人）で全体の約4割を占めている。

○放課後児童クラブの職員数 : 200,787人【前年比 8,643人増】
うち放課後児童支援員の数 : 112,327人【前年比 4,579人増】
うち認定資格研修を修了した者の数 : 105,238人【前年比 3,433人増】
うち補助員の数 : 83,345人【前年比 2,371人増】
うち育成支援の周辺業務を行う職員の数 : 5,115人【前年比 1,693人増】

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士 : 25,946人 (23.1%)【前年比 908人増】
高等学校卒業等で、
2年以上児童福祉事業に従事した者 : 40,135人 (35.7%)【前年比 3,015人増】
教育職員免許状を有する者 : 24,588人 (21.9%)【前年比 76人増】
※（ ）内は放課後児童支援員の総数（112,327人）に占める割合

令和6年10月1日時点の放課後児童クラブの実施状況（速報値※）

○登録児童数

1,471,315人【R6.5.1時点比：48,637人減】

○放課後児童クラブの支援の単位数

38,071支援の単位【R6.5.1時点比：51支援の単位減】

○利用できなかった児童数（待機児童数）

8,794人【R6.5.1時点比：8,892人減】

※今後の放課後児童対策を検討するための参考資料として、自治体からの報告をとりまとめたものであり、確報値とする予定はない。

目次

概要

1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	…	5
2	設置・運営主体別実施状況	…	6
3	設置場所の状況	…	6
4	登録児童数の規模別の状況	…	7
5	学年別登録児童数の状況	…	7
6	終了時刻の状況(平日)	…	8
7	待機児童数の学年別の状況	…	8

詳細

1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校校区数の状況	…	9
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	…	9
3	実施場所別クラブ数の状況	…	10
4	実施規模別支援の単位数の状況	…	10
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	…	10
6	学年別登録児童数の状況	…	11
7	年間開所日数別クラブ数の状況	…	11
8	平日の開所時刻の状況	…	11
9	平日の終了時刻の状況	…	11
10	長期休暇等の開所時刻の状況	…	12
11	長期休暇等の終了時刻の状況	…	12
12	長期休暇等の開所状況	…	12
13	障害児受入数別クラブ数の状況	…	12
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	…	12
15	障害児の学年別登録児童数の状況	…	12
16	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	…	13
17	新1年生の受入開始の状況	…	13
18	児童1人当たりの専用区画面積の状況	…	13
19	雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況	…	13
20	認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況	…	13
21	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	…	13
22	支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況	…	14
23	支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況	…	17
24	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	…	20
25	放課後児童支援員の資格の状況	…	20
26	放課後児童支援員の配置状況	…	20
27	放課後子供教室との連携の状況	…	20
28	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	21
29	市町村における対象児童の範囲	…	21
30	対象としていない児童への対応	…	21
31	放課後児童クラブの情報提供の状況	…	21
32	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	…	21
33	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	…	22
34	利用に係る優先的な取扱いの状況	…	22
35	放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況	…	23
36	放課後児童クラブにおける月額利用料	…	23
37	放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況	…	24
38	指定管理者制度による実施の有無	…	24

39	おやつ提供の状況	…	25
40	長期休暇期間における昼食提供の状況	…	25
41	育成支援の記録の状況	…	25
42	利用の開始等の情報提供の状況	…	26
43	運営規程の状況	…	26
44	放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数	…	26
45	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況	…	26
46	適正な会計管理及び情報公開の状況	…	26
47	学校との連携状況	…	27
48	保育所、幼稚園等との連携状況	…	27
49	地域、関係機関との連携状況	…	27
50	衛生管理・安全対策の状況	…	27
51	職場倫理に関する事項の明文化の状況	…	27
52	要望・苦情への対応状況	…	28
53	研修受講機会の提供状況	…	28
54	運営内容の定期的な自己評価の実施状況	…	28
55	運営内容の第三者評価の実施状況	…	28

都道府県・指定都市・中核市別の実施状況

放課後児童クラブ数及び登録児童数	…	29
放課後児童クラブ数(対前年入り)	…	30
放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)	…	31
利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)	…	32
令和6年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ	…	33
利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数	…	34
利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村	…	35
放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)	…	36
学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数	…	37
同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数	…	38
待機児童数上位20自治体における待機児童に関する状況①	…	39
待機児童数上位20自治体における待機児童に関する状況②	…	40

参考資料

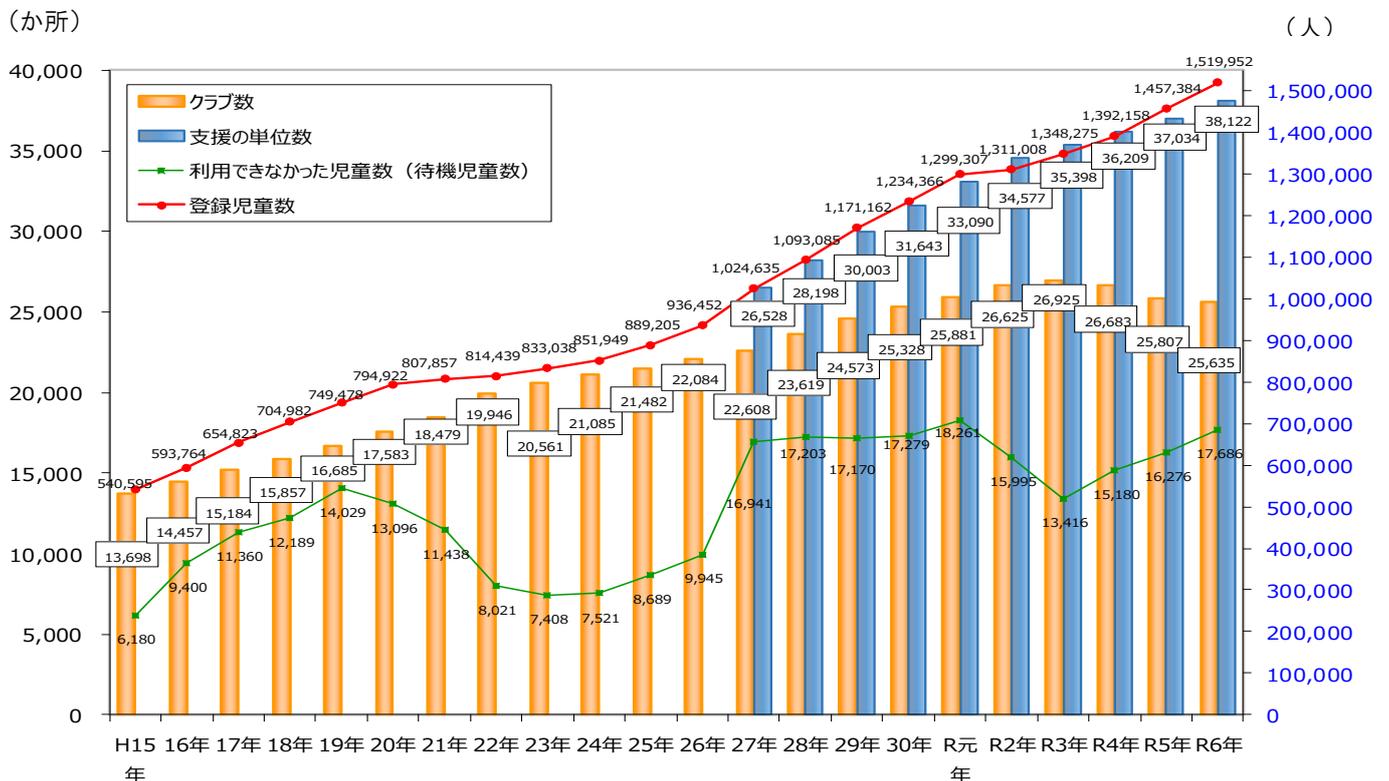
調査概要	…	41
------	---	----

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】(全国計)

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及び支援の単位数は年々増加傾向にあり、
 - ・登録児童数は、対前年62,568人増の1,519,952人、
 - ・支援の単位数は、対前年1,088支援の単位数増の38,122支援の単位、
 - ・クラブ数は、対前年172か所減(※)の25,635か所、
 となっている。
 - また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年1,410人増加し、17,686人となっている。
- ※クラブ数減少の大きな要因は、昨年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体はその是正を行ったため。

[クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]

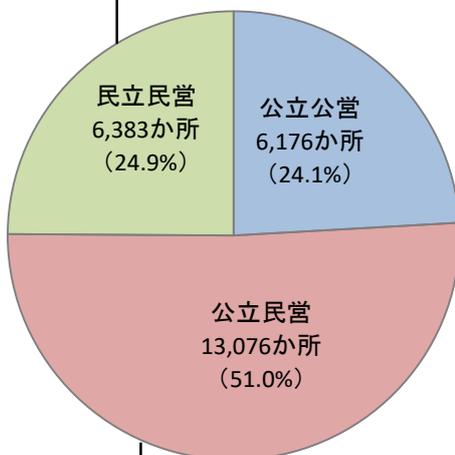


※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査
 ※本調査は平成10年より実施

2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約24%、公立民営のクラブが約51%、民立民営が約25%を占めている。

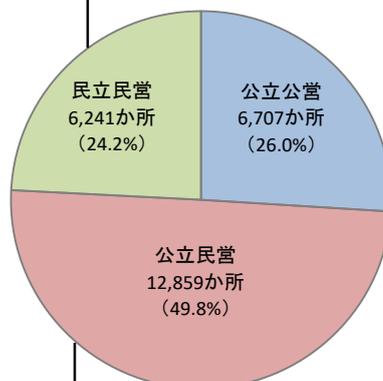
社会福祉法人	2,030か所	(7.9%)
NPO法人	1,176か所	(4.6%)
運営委員会・保護者会	1,181か所	(4.6%)
その他	1,996か所	(7.8%)



社会福祉法人	3,217か所	(12.5%)
NPO法人	1,713か所	(6.7%)
運営委員会・保護者会	2,552か所	(10.0%)
その他	5,594か所	(21.8%)

(参考) 令和5年

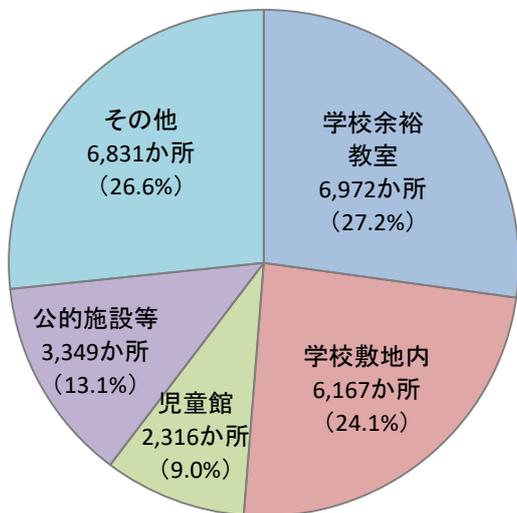
社会福祉法人	2,015か所	(7.8%)
NPO法人	1,116か所	(4.3%)
運営委員会・保護者会	1,205か所	(4.7%)
その他	1,905か所	(7.4%)



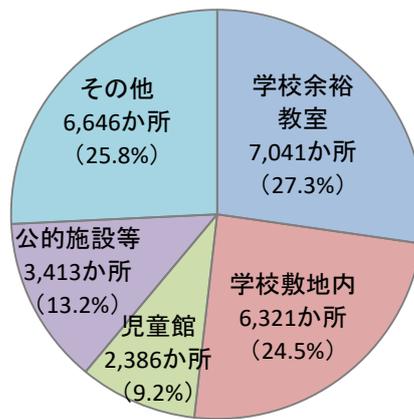
社会福祉法人	3,355か所	(13.0%)
NPO法人	1,753か所	(6.8%)
運営委員会・保護者会	2,724か所	(10.6%)
その他	5,027か所	(19.5%)

3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約27%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約51%、児童館・児童センターが約9%である。



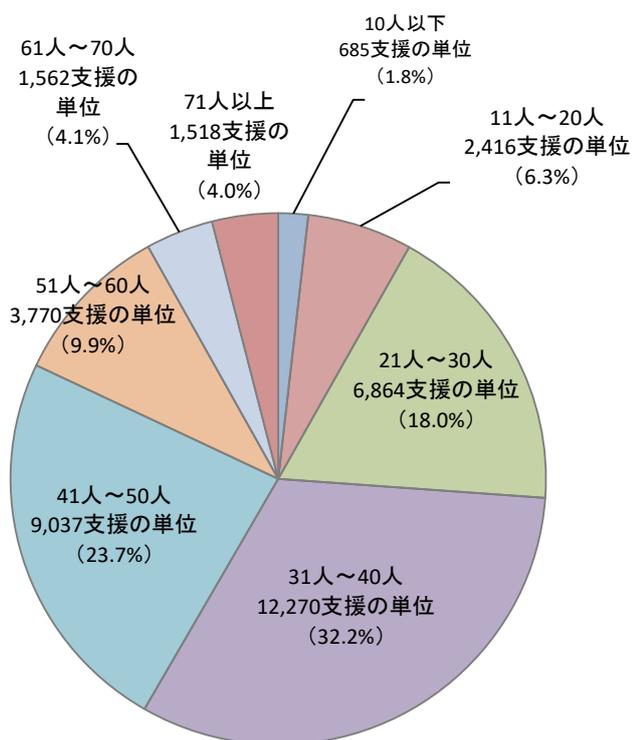
(参考) 令和5年



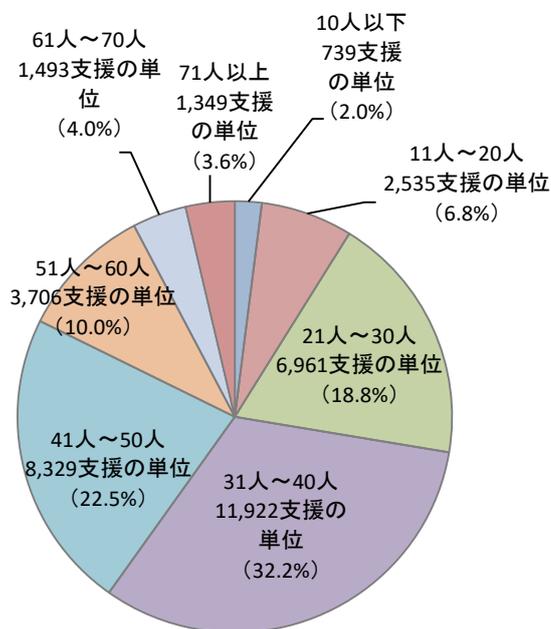
※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約58%を占めている。

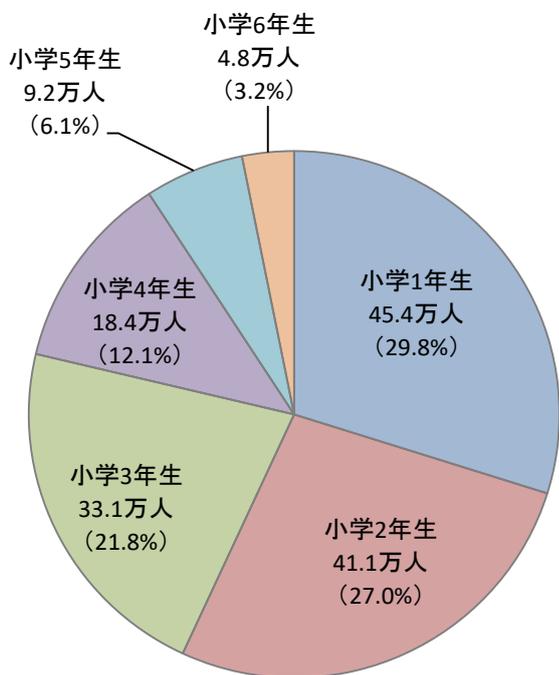


(参考) 令和5年

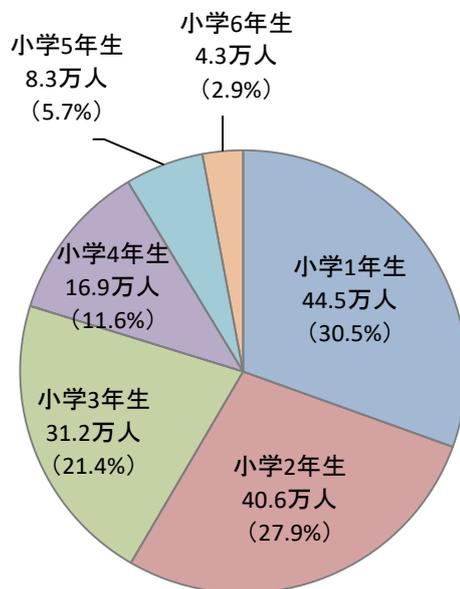


5. 学年別登録児童数の状況

○ 低学年（小学1年生から小学3年生）の割合が全体の約79%を占めている。

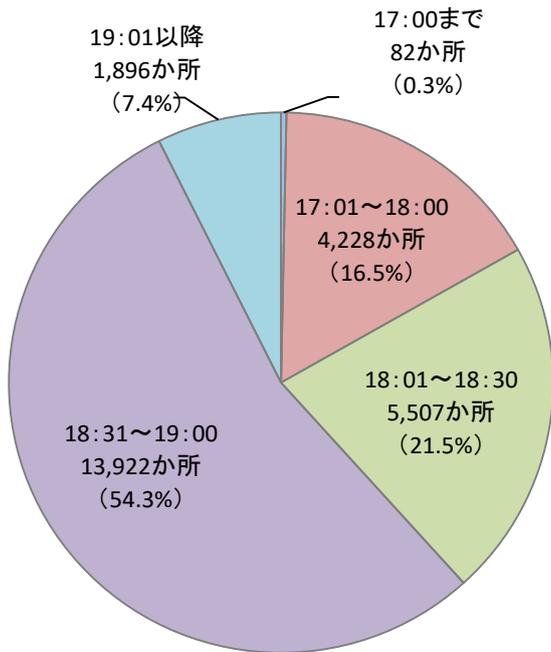


(参考) 令和5年

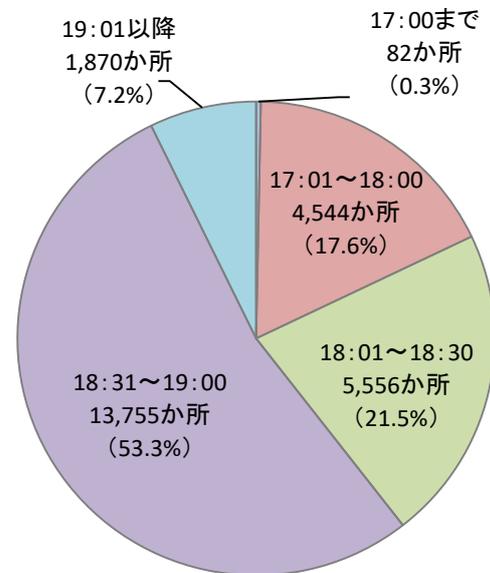


6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約62%を占めている。

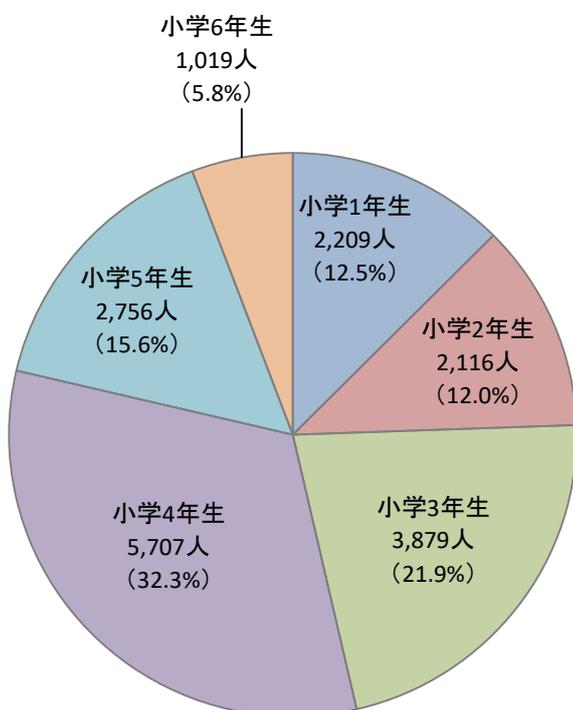


(参考) 令和5年

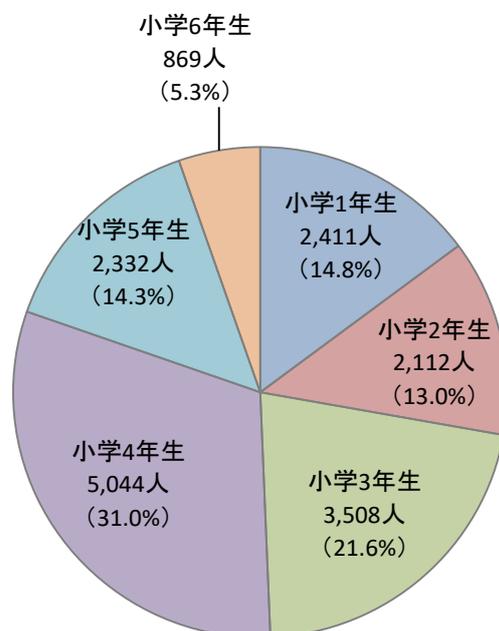


7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況を見ると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で173人増加、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で1,237人増加した。



(参考) 令和5年



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 5月1日現在 こども家庭庁調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和6年	令和5年	増減
クラブ数	25,635か所	25,807か所	-172か所
支援の単位数	38,122支援の単位	37,034支援の単位	1,088支援の単位
利用定員数	1,616,782人	1,571,451人	45,331人
登録児童数	1,519,952人	1,457,384人	62,568人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,631市町村(93.7%) [1,741市町村]	1,631市町村(93.7%) [1,741市町村]	0市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [全小学校区数]	16,560小学校区 [18,376小学校区]	16,591小学校区 [18,535小学校区]	▲ 31市町村 [▲ 159小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く。)である。

注3:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年
クラブ数(か所)	25,807	26,683	26,925	26,625	25,881
増減	-876	-242	300	744	553
支援の単位数(支援の単位)	37,034	36,209	35,398	34,577	33,090
増減	825	811	821	1,487	1,447
利用定員数(人)	1,571,451	1,527,751	1,498,667	1,453,579	1,382,973
増減	43,700	29,084	45,088	70,606	62,676
登録児童数(人)	1,457,384	1,392,158	1,348,275	1,311,008	1,299,307
増減	65,226	43,883	37,267	11,701	64,941
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,631(93.7%) [1,741]	1,627(93.5%) [1,741]	1,624(93.3%) [1,741]	1,623(93.2%) [1,741]	1,618(92.9%) [1,741]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和6年	令和5年	増減
公立公営	6,176 (24.1%)	6,707 (26.0%)	▲ 531
公立民営 (合計)	13,076 (51.0%)	12,859 (49.8%)	217
社会福祉法人	3,217 (12.5%)	3,355 (13.0%)	▲ 138
公益社団法人等	1,242 (4.8%)	1,246 (4.8%)	▲ 4
NPO法人	1,713 (6.7%)	1,753 (6.8%)	▲ 40
運営委員会・保護者会	2,552 (10.0%)	2,724 (10.6%)	▲ 172
任意団体	239 (0.9%)	255 (1.0%)	▲ 16
株式会社	3,554 (13.9%)	3,109 (12.0%)	445
学校法人	186 (0.7%)	194 (0.8%)	▲ 8
その他	373 (1.5%)	223 (0.9%)	150
民立民営 (合計)	6,383 (24.9%)	6,241 (24.2%)	142
社会福祉法人	2,030 (7.9%)	2,015 (7.8%)	15
公益社団法人等	500 (2.0%)	485 (1.9%)	15
NPO法人	1,176 (4.6%)	1,116 (4.3%)	60
運営委員会・保護者会	1,181 (4.6%)	1,205 (4.7%)	▲ 24
任意団体	65 (0.3%)	66 (0.3%)	▲ 1
株式会社	591 (2.3%)	545 (2.1%)	46
学校法人	364 (1.4%)	348 (1.3%)	16
その他	476 (1.9%)	461 (1.8%)	15
計	25,635 (100.0%)	25,807 (100.0%)	▲ 172

注1:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和6年	令和5年	増減
小学校	13,139 (51.3%)	13,362 (51.8%)	▲ 223
学校の余裕教室	6,972 (27.2%)	7,041 (27.3%)	▲ 69
学校敷地内専用施設	6,167 (24.1%)	6,321 (24.5%)	▲ 154
児童館・児童センター	2,316 (9.0%)	2,386 (9.2%)	▲ 70
公有地専用施設	1,926 (7.5%)	1,935 (7.5%)	▲ 9
民有地専用施設	1,816 (7.1%)	1,815 (7.0%)	1
民家・アパート	1,705 (6.7%)	1,609 (6.2%)	96
公的施設利用	1,423 (5.6%)	1,478 (5.7%)	▲ 55
団地集会所	89 (0.3%)	92 (0.4%)	▲ 3
保育所	689 (2.7%)	709 (2.7%)	▲ 20
幼稚園	259 (1.0%)	270 (1.0%)	▲ 11
認定こども園	652 (2.5%)	629 (2.4%)	23
空き店舗	1,125 (4.4%)	1,064 (4.1%)	61
その他	496 (1.9%)	458 (1.8%)	38
計	25,635 (100.0%)	25,807 (100.0%)	▲ 172

注：()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和6年	令和5年	増減
10人以下	685 (1.8%)	739 (2.0%)	▲ 54
11人～20人	2,416 (6.3%)	2,535 (6.8%)	▲ 119
21人～30人	6,864 (18.0%)	6,961 (18.8%)	▲ 97
31人～40人	12,270 (32.2%)	11,922 (32.2%)	348
41人～50人	9,037 (23.7%)	8,329 (22.5%)	708
51人～60人	3,770 (9.9%)	3,706 (10.0%)	64
61人～70人	1,562 (4.1%)	1,493 (4.0%)	69
71人以上	1,518 (4.0%)	1,349 (3.6%)	169
計	38,122 (100.0%)	37,034 (100.0%)	1,088

注：()内は全支援の単位数(令和6年:38,122、令和5年:37,034)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和6年	令和5年	増減
10人以下	612 (2.4%)	640 (2.5%)	▲ 28
11人～20人	1,736 (6.8%)	1,854 (7.2%)	▲ 118
21人～30人	3,143 (12.3%)	3,351 (13.0%)	▲ 208
31人～40人	4,908 (19.1%)	5,059 (19.6%)	▲ 151
41人～50人	4,049 (15.8%)	4,295 (16.6%)	▲ 246
51人～60人	2,573 (10.0%)	2,634 (10.2%)	▲ 61
61人～70人	1,786 (7.0%)	1,865 (7.2%)	▲ 79
71人以上	6,828 (26.6%)	6,109 (23.7%)	719
計	25,635 (100.0%)	25,807 (100.0%)	▲ 172

注：()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和6年	令和5年	増減
10人以下	149 (0.4%)	137 (0.4%)	12
11人～20人	1,562 (4.1%)	1,577 (4.3%)	▲ 15
21人～30人	5,424 (14.2%)	5,361 (14.5%)	63
31人～40人	16,828 (44.1%)	16,503 (44.6%)	325
41人～50人	7,664 (20.1%)	7,163 (19.3%)	501
51人～60人	3,286 (8.6%)	3,116 (8.4%)	170
61人～70人	1,547 (4.1%)	1,542 (4.2%)	5
71人以上	1,564 (4.1%)	1,519 (4.1%)	45
設定していない	98 (0.3%)	116 (0.3%)	▲ 18
計	38,122 (100.0%)	37,034 (100.0%)	1,088

注：()内は全支援の単位数(令和6年:38,122、令和5年:37,034)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和6年		令和5年		増減
10人以下	110	(0.4%)	115	(0.4%)	▲ 5
11人～20人	950	(3.7%)	999	(3.9%)	▲ 49
21人～30人	2,363	(9.2%)	2,462	(9.5%)	▲ 99
31人～40人	7,515	(29.3%)	7,801	(30.2%)	▲ 286
41人～50人	3,625	(14.1%)	3,760	(14.6%)	▲ 135
51人～60人	2,239	(8.7%)	2,309	(8.9%)	▲ 70
61人～70人	1,637	(6.4%)	1,673	(6.5%)	▲ 36
71人以上	7,143	(27.9%)	6,615	(25.6%)	528
設定していない	53	(0.2%)	73	(0.3%)	▲ 20
計	25,635	(100.0%)	25,807	(100.0%)	▲ 172

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和6年		令和5年		増減
小学1年生	453,642	(29.8%)	444,833	(30.5%)	8,809
小学2年生	411,145	(27.0%)	406,190	(27.9%)	4,955
小学3年生	331,228	(21.8%)	311,862	(21.4%)	19,366
小学4年生	183,998	(12.1%)	168,749	(11.6%)	15,249
小学5年生	91,997	(6.1%)	83,072	(5.7%)	8,925
小学6年生	47,942	(3.2%)	42,678	(2.9%)	5,264
計	1,519,952	(100.0%)	1,457,384	(100.0%)	62,568

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和6年		令和5年		増減
199日以下	87	(0.3%)	47	(0.2%)	40
200日～249日	2,782	(10.9%)	2,705	(10.5%)	77
250日～279日	6,986	(27.3%)	6,944	(26.9%)	42
280日～299日	15,544	(60.6%)	15,870	(61.5%)	▲ 326
300日以上	236	(0.9%)	241	(0.9%)	▲ 5
計	25,635	(100.0%)	25,807	(100.0%)	▲ 172

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和6年		令和5年		増減
10:59以前	2,154	(8.4%)	2,323	(9.0%)	▲ 169
11:00～11:59	946	(3.7%)	1,086	(4.2%)	▲ 140
12:00～12:59	4,269	(16.7%)	4,372	(16.9%)	▲ 103
13:00～13:59	10,220	(39.9%)	10,093	(39.1%)	127
14:00以降	8,046	(31.4%)	7,933	(30.7%)	113
計	25,635	(100.0%)	25,807	(100.0%)	▲ 172

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和6年:25,635]、[令和5年:25,807]は、平日に開所しているクラブ数

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和6年		令和5年		増減
17:00まで	82	(0.3%)	82	(0.3%)	0
17:01～18:00	4,228	(16.5%)	4,544	(17.6%)	▲ 316
18:01～18:30	5,507	(21.5%)	5,556	(21.5%)	▲ 49
18:31～19:00	13,922	(54.3%)	13,755	(53.3%)	167
19:01以降	1,896	(7.4%)	1,870	(7.2%)	26
計	25,635	(100.0%)	25,807	(100.0%)	▲ 172

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和6年:25,635]、[令和5年:25,807]は、平日に開所しているクラブ数

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和6年	令和5年	増減
6:59以前	19 (0.1%)	20 (0.1%)	▲ 1
7:00～7:59	9,291 (36.5%)	9,221 (35.9%)	70
8:00～8:59	15,762 (61.8%)	16,062 (62.6%)	▲ 300
9:00～9:59	344 (1.3%)	290 (1.1%)	54
10:00以降	72 (0.3%)	69 (0.3%)	3
計	25,488 (100.0%)	25,662 (100.0%)	▲ 174

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和6年:25,488]、[令和5年:25,662]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和6年	令和5年	増減
17:00まで	314 (1.2%)	208 (0.8%)	106
17:01～18:00	4,557 (17.9%)	4,900 (19.1%)	▲ 343
18:01～18:30	5,482 (21.5%)	5,482 (21.4%)	0
18:31～19:00	13,337 (52.3%)	13,355 (52.0%)	▲ 18
19:01以降	1,798 (7.1%)	1,717 (6.7%)	81
計	25,488 (100.0%)	25,662 (100.0%)	▲ 174

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和6年:25,488]、[令和5年:25,662]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和6年	令和5年	増減
土曜日	22,839 (89.1%)	23,315 (90.3%)	▲ 476
〔上記のうち、毎週開所以外〕	[6,554]	[6,394]	[160]
日曜日・祝日	969 (3.8%)	1,025 (4.0%)	▲ 56
夏休み等	25,135 (98.0%)	25,238 (97.8%)	▲ 103

注1:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

注2:[]内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和6年	令和5年	増減
1人	4,493 (27.8%)	4,581 (28.9%)	▲ 88
2人	3,116 (19.3%)	3,170 (20.0%)	▲ 54
3人	2,288 (14.2%)	2,366 (14.9%)	▲ 78
4人	1,639 (10.1%)	1,562 (9.9%)	77
5人以上	4,629 (28.6%)	4,162 (26.3%)	467
計	16,165 (100.0%)	15,841 (100.0%)	324

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和6年:63.1%、令和5年:61.4%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和6年	令和5年	増減
障害児受入の定員無し	12,352 (76.4%)	12,050 (76.1%)	302
障害児受入の定員有り	3,813 (23.6%)	3,791 (23.9%)	22
計	16,165 (100.0%)	15,841 (100.0%)	324

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和6年:16,165]、[令和5年:15,841]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和6年	令和5年	増減
小学1年生	15,941 (24.3%)	14,559 (24.4%)	1,382
小学2年生	16,187 (24.7%)	15,273 (25.6%)	914
小学3年生	14,375 (21.9%)	13,048 (21.9%)	1,327
小学4年生	9,761 (14.9%)	8,624 (14.5%)	1,137
小学5年生	5,837 (8.9%)	5,118 (8.6%)	719
小学6年生	3,469 (5.3%)	3,038 (5.1%)	431
計	65,570 (100.0%)	59,660 (100.0%)	5,910

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和6年:4.3%、令和5年:4.1%である。

16 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和6年	令和5年	増減
小学1年生	2,209 (12.5%) [61]	2,411 (14.8%) [56]	▲ 202 [5]
小学2年生	2,116 (12.0%) [19]	2,112 (13.0%) [17]	4 [2]
小学3年生	3,879 (21.9%) [52]	3,508 (21.6%) [34]	371 [18]
小学4年生	5,707 (32.3%) [74]	5,044 (31.0%) [39]	663 [35]
小学5年生	2,756 (15.6%) [64]	2,332 (14.3%) [40]	424 [24]
小学6年生	1,019 (5.8%) [34]	869 (5.3%) [19]	150 [15]
計	17,686 (100.0%) [304]	16,276 (100.0%) [205]	1,410 [99]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

17 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
4月1日より受入	25,291 (98.7%)	25,472 (98.7%)	▲ 181

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

18 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
1.65㎡以上	21,794 (85.0%)	21,543 (83.5%)	251

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

19 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	令和6年	令和5年	増減
放課後児童支援員	112,327 (55.9%)	107,748 (56.1%)	4,579
常勤職員	54,746 (27.3%)	53,440 (27.8%)	1,306
常勤職員以外	57,581 (28.7%)	54,308 (28.3%)	3,273
補助員	83,345 (41.5%)	80,974 (42.1%)	2,371
常勤職員	9,659 (4.8%)	10,160 (5.3%)	▲ 501
常勤職員以外	73,686 (36.7%)	70,814 (36.9%)	2,872
育成支援の周辺業務を行う職員	5,115 (2.5%)	3,422 (1.8%)	1,693
常勤職員	1,035 (0.5%)	639 (0.3%)	396
常勤職員以外	4,080 (2.0%)	2,783 (1.4%)	1,297
常勤職員 計	65,440 (32.6%)	64,239 (33.4%)	1,201
常勤職員以外 計	135,347 (67.4%)	127,905 (66.6%)	7,442
計	200,787 (100.0%)	192,144 (100.0%)	8,643

注1:「育成支援の周辺業務を行う職員」は、令和6年4月1日成環第117号こども家庭庁成育局長通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を活用して雇用している者をいう。以下、同じ。

注2:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

20 認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

(人)

	令和6年	令和5年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	105,238 (93.7%)	101,805 (94.5%)	3,433

注:()内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和6年:112,327、令和5年:107,748)に対する割合である。

21 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和6年	令和5年	増減
1人	153 (0.4%)	110 (0.3%)	43
2人	4,559 (12.0%)	4,407 (11.9%)	152
3人	6,967 (18.3%)	6,955 (18.8%)	12
4人	7,419 (19.5%)	7,250 (19.6%)	169
5人以上	19,024 (49.9%)	18,312 (49.4%)	712
計	38,122 (100.0%)	37,034 (100.0%)	1,088

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

22 支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和6年		令和5年		増減
登録児童数10人以下					
配置職員数1名	28	(4.2%)	30	(4.2%)	▲ 2
配置職員数2名	454	(67.7%)	483	(67.0%)	▲ 29
配置職員数3名	116	(17.3%)	143	(19.8%)	▲ 27
配置職員数4名	47	(7.0%)	43	(6.0%)	4
配置職員数5名以上	26	(3.9%)	22	(3.1%)	4
小計	671	(100.0%)	721	(100.0%)	▲ 50
登録児童数11人～20人					
配置職員数1名	47	(2.0%)	27	(1.1%)	20
配置職員数2名	1,209	(50.6%)	1,340	(53.2%)	▲ 131
配置職員数3名	747	(31.3%)	770	(30.6%)	▲ 23
配置職員数4名	257	(10.8%)	292	(11.6%)	▲ 35
配置職員数5名以上	127	(5.3%)	90	(3.6%)	37
小計	2,387	(100.0%)	2,519	(100.0%)	▲ 132
登録児童数21人～30人					
配置職員数1名	44	(0.6%)	30	(0.4%)	14
配置職員数2名	2,445	(35.9%)	2,528	(36.6%)	▲ 83
配置職員数3名	2,605	(38.3%)	2,656	(38.4%)	▲ 51
配置職員数4名	1,148	(16.9%)	1,176	(17.0%)	▲ 28
配置職員数5名以上	563	(8.3%)	522	(7.6%)	41
小計	6,805	(100.0%)	6,912	(100.0%)	▲ 107
登録児童数31人～40人					
配置職員数1名	81	(0.7%)	35	(0.3%)	46
配置職員数2名	3,616	(29.6%)	3,487	(29.4%)	129
配置職員数3名	4,516	(37.0%)	4,531	(38.2%)	▲ 15
配置職員数4名	2,526	(20.7%)	2,563	(21.6%)	▲ 37
配置職員数5名以上	1,468	(12.0%)	1,230	(10.4%)	238
小計	12,207	(100.0%)	11,846	(100.0%)	361
登録児童数41人～50人					
配置職員数1名	32	(0.4%)	11	(0.1%)	21
配置職員数2名	2,054	(22.9%)	1,799	(21.7%)	255
配置職員数3名	2,881	(32.1%)	2,864	(34.5%)	17
配置職員数4名	2,258	(25.1%)	2,140	(25.8%)	118
配置職員数5名以上	1,754	(19.5%)	1,477	(17.8%)	277
小計	8,979	(100.0%)	8,291	(100.0%)	688
登録児童数51人～60人					
配置職員数1名	8	(0.2%)	0	(0.0%)	8
配置職員数2名	542	(14.5%)	630	(17.1%)	▲ 88
配置職員数3名	1,076	(28.7%)	1,088	(29.5%)	▲ 12
配置職員数4名	1,028	(27.4%)	999	(27.1%)	29
配置職員数5名以上	1,093	(29.2%)	973	(26.4%)	120
小計	3,747	(100.0%)	3,690	(100.0%)	57
登録児童数61人～70人					
配置職員数1名	1	(0.1%)	1	(0.1%)	0
配置職員数2名	145	(9.3%)	154	(10.3%)	▲ 9
配置職員数3名	360	(23.1%)	335	(22.5%)	25
配置職員数4名	461	(29.6%)	462	(31.0%)	▲ 1
配置職員数5名以上	590	(37.9%)	538	(36.1%)	52
小計	1,557	(100.0%)	1,490	(100.0%)	67
登録児童数71人以上					
配置職員数1名	1	(0.1%)	0	(0.0%)	1
配置職員数2名	128	(8.4%)	83	(6.2%)	45
配置職員数3名	236	(15.5%)	176	(13.0%)	60
配置職員数4名	389	(25.6%)	315	(23.4%)	74
配置職員数5名以上	764	(50.3%)	775	(57.4%)	▲ 11
小計	1,518	(100.0%)	1,349	(100.0%)	169
合計	37,871		36,818		1,053

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:合計数(令和6年:37,871、令和5年:36,818)は特定の調査基準日(令和6年:5月17日(金)～18日(土)、令和5年:5月12日(金)～13日(土))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員数の状況

(1)放課後児童支援員数

				(支援の単位)
実施規模	令和6年	令和5年	増減	
登録児童数10人以下				
放課後児童支援員数0名	15 (2.2%)	16 (2.2%)	▲ 1	
放課後児童支援員数1名	254 (37.9%)	285 (39.5%)	▲ 31	
放課後児童支援員数2名	330 (49.2%)	350 (48.5%)	▲ 20	
放課後児童支援員数3名	52 (7.7%)	51 (7.1%)	1	
放課後児童支援員数4名	12 (1.8%)	12 (1.7%)	0	
放課後児童支援員数5名以上	8 (1.2%)	7 (1.0%)	1	
小計	671 (100.0%)	721 (100.0%)	▲ 50	
登録児童数11人～20人				
放課後児童支援員数0名	35 (1.5%)	19 (0.8%)	16	
放課後児童支援員数1名	736 (30.8%)	806 (32.0%)	▲ 70	
放課後児童支援員数2名	1,171 (49.1%)	1,274 (50.6%)	▲ 103	
放課後児童支援員数3名	344 (14.4%)	329 (13.1%)	15	
放課後児童支援員数4名	76 (3.2%)	78 (3.1%)	▲ 2	
放課後児童支援員数5名以上	25 (1.0%)	13 (0.5%)	12	
小計	2,387 (100.0%)	2,519 (100.0%)	▲ 132	
登録児童数21人～30人				
放課後児童支援員数0名	64 (0.9%)	38 (0.5%)	26	
放課後児童支援員数1名	1,702 (25.0%)	1,809 (26.2%)	▲ 107	
放課後児童支援員数2名	3,217 (47.3%)	3,277 (47.4%)	▲ 60	
放課後児童支援員数3名	1,361 (20.0%)	1,353 (19.6%)	8	
放課後児童支援員数4名	331 (4.9%)	330 (4.8%)	1	
放課後児童支援員数5名以上	130 (1.9%)	105 (1.5%)	25	
小計	6,805 (100.0%)	6,912 (100.0%)	▲ 107	
登録児童数31人～40人				
放課後児童支援員数0名	102 (0.8%)	45 (0.4%)	57	
放課後児童支援員数1名	3,021 (24.7%)	2,932 (24.8%)	89	
放課後児童支援員数2名	5,405 (44.3%)	5,355 (45.2%)	50	
放課後児童支援員数3名	2,585 (21.2%)	2,440 (20.6%)	145	
放課後児童支援員数4名	808 (6.6%)	804 (6.8%)	4	
放課後児童支援員数5名以上	286 (2.3%)	270 (2.3%)	16	
小計	12,207 (100.0%)	11,846 (100.0%)	361	
登録児童数41人～50人				
放課後児童支援員数0名	60 (0.7%)	26 (0.3%)	34	
放課後児童支援員数1名	1,788 (19.9%)	1,567 (18.9%)	221	
放課後児童支援員数2名	3,657 (40.7%)	3,491 (42.1%)	166	
放課後児童支援員数3名	2,237 (24.9%)	2,043 (24.6%)	194	
放課後児童支援員数4名	934 (10.4%)	842 (10.2%)	92	
放課後児童支援員数5名以上	303 (3.4%)	322 (3.9%)	▲ 19	
小計	8,979 (100.0%)	8,291 (100.0%)	688	
登録児童数51人～60人				
放課後児童支援員数0名	20 (0.5%)	11 (0.3%)	9	
放課後児童支援員数1名	589 (15.7%)	616 (16.7%)	▲ 27	
放課後児童支援員数2名	1,411 (37.7%)	1,388 (37.6%)	23	
放課後児童支援員数3名	1,025 (27.4%)	976 (26.4%)	49	
放課後児童支援員数4名	483 (12.9%)	474 (12.8%)	9	
放課後児童支援員数5名以上	219 (5.8%)	225 (6.1%)	▲ 6	
小計	3,747 (100.0%)	3,690 (100.0%)	57	
登録児童数61人～70人				
放課後児童支援員数0名	23 (1.5%)	5 (0.3%)	18	
放課後児童支援員数1名	207 (13.3%)	177 (11.9%)	30	
放課後児童支援員数2名	521 (33.5%)	526 (35.3%)	▲ 5	
放課後児童支援員数3名	461 (29.6%)	428 (28.7%)	33	
放課後児童支援員数4名	211 (13.6%)	229 (15.4%)	▲ 18	
放課後児童支援員数5名以上	134 (8.6%)	125 (8.4%)	9	
小計	1,557 (100.0%)	1,490 (100.0%)	67	
登録児童数71人以上				
放課後児童支援員数0名	25 (1.6%)	21 (1.6%)	4	
放課後児童支援員数1名	126 (8.3%)	126 (9.3%)	0	
放課後児童支援員数2名	555 (36.6%)	383 (28.4%)	172	
放課後児童支援員数3名	317 (20.9%)	303 (22.5%)	14	
放課後児童支援員数4名	269 (17.7%)	234 (17.3%)	35	
放課後児童支援員数5名以上	226 (14.9%)	282 (20.9%)	▲ 56	
小計	1,518 (100.0%)	1,349 (100.0%)	169	
合計	37,871	36,818	—	

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:合計数(令和6年:37,871、令和5年:36,818)は特定の調査基準日(令和6年:5月17日(金)～18日(土)、令和5年:5月12日(金)～13日(土))の間に開所した全支援の単位数である。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数

(支援の単位)

実施規模	令和6年	令和5年	増減
登録児童数10人以下			
放課後児童支援員数0名	35 (5.2%)	39 (5.4%)	▲ 4
放課後児童支援員数1名	269 (40.1%)	304 (42.2%)	▲ 35
放課後児童支援員数2名	307 (45.8%)	318 (44.1%)	▲ 11
放課後児童支援員数3名	44 (6.6%)	43 (6.0%)	1
放課後児童支援員数4名	8 (1.2%)	13 (1.8%)	▲ 5
放課後児童支援員数5名以上	8 (1.2%)	4 (0.6%)	4
小計	671 (100.0%)	721 (100.0%)	▲ 50
登録児童数11人～20人			
放課後児童支援員数0名	89 (3.7%)	72 (2.9%)	17
放課後児童支援員数1名	794 (33.3%)	929 (36.9%)	▲ 135
放課後児童支援員数2名	1,121 (47.0%)	1,176 (46.7%)	▲ 55
放課後児童支援員数3名	301 (12.6%)	282 (11.2%)	19
放課後児童支援員数4名	63 (2.6%)	50 (2.0%)	13
放課後児童支援員数5名以上	19 (0.8%)	10 (0.4%)	9
小計	2,387 (100.0%)	2,519 (100.0%)	▲ 132
登録児童数21人～30人			
放課後児童支援員数0名	179 (2.6%)	156 (2.3%)	23
放課後児童支援員数1名	1,821 (26.8%)	2,055 (29.7%)	▲ 234
放課後児童支援員数2名	3,188 (46.8%)	3,162 (45.7%)	26
放課後児童支援員数3名	1,222 (18.0%)	1,188 (17.2%)	34
放課後児童支援員数4名	287 (4.2%)	269 (3.9%)	18
放課後児童支援員数5名以上	108 (1.6%)	82 (1.2%)	26
小計	6,805 (100.0%)	6,912 (100.0%)	▲ 107
登録児童数31人～40人			
放課後児童支援員数0名	250 (2.0%)	215 (1.8%)	35
放課後児童支援員数1名	3,227 (26.4%)	3,308 (27.9%)	▲ 81
放課後児童支援員数2名	5,436 (44.5%)	5,278 (44.6%)	158
放課後児童支援員数3名	2,377 (19.5%)	2,184 (18.4%)	193
放課後児童支援員数4名	683 (5.6%)	665 (5.6%)	18
放課後児童支援員数5名以上	234 (1.9%)	196 (1.7%)	38
小計	12,207 (100.0%)	11,846 (100.0%)	361
登録児童数41人～50人			
放課後児童支援員数0名	118 (1.3%)	131 (1.6%)	▲ 13
放課後児童支援員数1名	1,967 (21.9%)	1,777 (21.4%)	190
放課後児童支援員数2名	3,738 (41.6%)	3,555 (42.9%)	183
放課後児童支援員数3名	2,095 (23.3%)	1,884 (22.7%)	211
放課後児童支援員数4名	812 (9.0%)	704 (8.5%)	108
放課後児童支援員数5名以上	249 (2.8%)	240 (2.9%)	9
小計	8,979 (100.0%)	8,291 (100.0%)	688
登録児童数51人～60人			
放課後児童支援員数0名	46 (1.2%)	31 (0.8%)	15
放課後児童支援員数1名	633 (16.9%)	694 (18.8%)	▲ 61
放課後児童支援員数2名	1,473 (39.3%)	1,432 (38.8%)	41
放課後児童支援員数3名	984 (26.3%)	942 (25.5%)	42
放課後児童支援員数4名	432 (11.5%)	415 (11.2%)	17
放課後児童支援員数5名以上	179 (4.8%)	176 (4.8%)	3
小計	3,747 (100.0%)	3,690 (100.0%)	57
登録児童数61人～70人			
放課後児童支援員数0名	19 (1.2%)	12 (0.8%)	7
放課後児童支援員数1名	225 (14.5%)	208 (14.0%)	17
放課後児童支援員数2名	575 (36.9%)	555 (37.2%)	20
放課後児童支援員数3名	427 (27.4%)	412 (27.7%)	15
放課後児童支援員数4名	195 (12.5%)	203 (13.6%)	▲ 8
放課後児童支援員数5名以上	116 (7.5%)	100 (6.7%)	16
小計	1,557 (100.0%)	1,490 (100.0%)	67
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数0名	26 (1.7%)	8 (0.6%)	18
放課後児童支援員数1名	149 (9.8%)	162 (12.0%)	▲ 13
放課後児童支援員数2名	576 (37.9%)	431 (31.9%)	145
放課後児童支援員数3名	334 (22.0%)	308 (22.8%)	26
放課後児童支援員数4名	248 (16.3%)	217 (16.1%)	31
放課後児童支援員数5名以上	185 (12.2%)	223 (16.5%)	▲ 38
小計	1,518 (100.0%)	1,349 (100.0%)	169
合計	37,871	36,818	1,053

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、子ども家庭庁令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:合計数(令和6年:37,871、令和5年:36,818)は特定の調査基準日(令和6年:5月17日(金)～18日(土)、令和5年:5月12(金)～13日(土))の間に開所した全支援の単位数である。

23 支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況

(1)平日

(支援の単位)

	令和6年		令和5年		増減
13:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	12,850	(33.7%)	13,148	(35.5%)	▲ 298
配置職員数1名	2,602	(6.8%)	1,639	(4.4%)	963
配置職員数2名	11,522	(30.2%)	11,657	(31.5%)	▲ 135
配置職員数3名	6,430	(16.9%)	6,253	(16.9%)	177
配置職員数4名	2,587	(6.8%)	2,629	(7.1%)	▲ 42
配置職員数5名以上	2,131	(5.6%)	1,708	(4.6%)	423
14:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	347	(0.9%)	286	(0.8%)	61
配置職員数1名	351	(0.9%)	166	(0.4%)	185
配置職員数2名	11,626	(30.5%)	11,494	(31.0%)	132
配置職員数3名	12,954	(34.0%)	13,113	(35.4%)	▲ 159
配置職員数4名	7,287	(19.1%)	7,153	(19.3%)	134
配置職員数5名以上	5,557	(14.6%)	4,822	(13.0%)	735
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	18,805	(49.3%)	18,479	(49.9%)	326
配置職員数1名	2,172	(5.7%)	1,583	(4.3%)	589
配置職員数2名	11,871	(31.1%)	11,844	(32.0%)	27
配置職員数3名	3,166	(8.3%)	3,463	(9.4%)	▲ 297
配置職員数4名	1,025	(2.7%)	1,056	(2.9%)	▲ 31
配置職員数5名以上	1,083	(2.8%)	609	(1.6%)	474

注1:()内は全支援の単位数(令和6年:38,122、令和5年:37,034)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和6年:5月17日(金)、令和5年:5月12日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(支援の単位)

	令和6年		令和5年		増減
7:59以前					
配置職員数0名 (開所時間外)	31,409	(82.4%)	30,678	(82.8%)	731
配置職員数1名	1,199	(3.1%)	918	(2.5%)	281
配置職員数2名	4,771	(12.5%)	4,616	(12.5%)	155
配置職員数3名	566	(1.5%)	558	(1.5%)	8
配置職員数4名	125	(0.3%)	196	(0.5%)	▲ 71
配置職員数5名以上	52	(0.1%)	68	(0.2%)	▲ 16
8:00～18:30					
配置職員数0名 (開所時間外)	16,216	(42.5%)	15,814	(42.7%)	402
配置職員数1名	1,225	(3.2%)	776	(2.1%)	449
配置職員数2名	11,768	(30.9%)	12,012	(32.4%)	▲ 244
配置職員数3名	4,354	(11.4%)	4,232	(11.4%)	122
配置職員数4名	2,954	(7.7%)	2,780	(7.5%)	174
配置職員数5名以上	1,605	(4.2%)	1,420	(3.8%)	185
18:31以降					
配置職員数0名 (開所時間外)	31,019	(81.4%)	29,801	(80.5%)	1,218
配置職員数1名	876	(2.3%)	628	(1.7%)	248
配置職員数2名	5,327	(14.0%)	5,636	(15.2%)	▲ 309
配置職員数3名	654	(1.7%)	714	(1.9%)	▲ 60
配置職員数4名	139	(0.4%)	130	(0.4%)	9
配置職員数5名以上	107	(0.3%)	125	(0.3%)	▲ 18

注1:()内は全支援の単位数(令和6年:38,122、令和5年:37,034)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和6年:5月18日(土)、令和5年:5月13日(土))の状況を示すものである。

【参考】上記のうち放課後児童支援員の配置

(1)放課後児童支援員数の状況

①平日

(支援の単位)

	令和6年		令和5年		増減
13:59以前					
開所時間外	12,850	(33.7%)	13,148	(35.5%)	▲ 298
放課後児童支援員数0名	507	(1.3%)	244	(0.7%)	263
放課後児童支援員数1名	8,260	(21.7%)	7,687	(20.8%)	573
放課後児童支援員数2名	11,365	(29.8%)	10,985	(29.7%)	380
放課後児童支援員数3名	3,692	(9.7%)	3,505	(9.5%)	187
放課後児童支援員数4名	1,007	(2.6%)	977	(2.6%)	30
放課後児童支援員数5名以上	441	(1.2%)	488	(1.3%)	▲ 47
14:00～18:30					
開所時間外	347	(0.9%)	286	(0.8%)	61
放課後児童支援員数0名	414	(1.1%)	217	(0.6%)	197
放課後児童支援員数1名	9,609	(25.2%)	9,527	(25.7%)	82
放課後児童支援員数2名	16,407	(43.0%)	16,119	(43.5%)	288
放課後児童支援員数3名	7,731	(20.3%)	7,322	(19.8%)	409
放課後児童支援員数4名	2,560	(6.7%)	2,469	(6.7%)	91
放課後児童支援員数5名以上	1,054	(2.8%)	1,094	(3.0%)	▲ 40
18:31以降					
開所時間外	18,805	(49.3%)	18,479	(49.9%)	326
放課後児童支援員数0名	383	(1.0%)	308	(0.8%)	75
放課後児童支援員数1名	7,878	(20.7%)	7,577	(20.5%)	301
放課後児童支援員数2名	8,878	(23.3%)	8,514	(23.0%)	364
放課後児童支援員数3名	1,616	(4.2%)	1,600	(4.3%)	16
放課後児童支援員数4名	361	(0.9%)	390	(1.1%)	▲ 29
放課後児童支援員数5名以上	201	(0.5%)	166	(0.4%)	35

注1:()内は全支援の単位数(令和6年:38,122、令和5年:37,034)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和6年:5月17日(金)、令和5年:5月12日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和6年		令和5年		増減
7:59以前					
開所時間外	31,409	(82.4%)	30,678	(82.8%)	731
放課後児童支援員数0名	266	(0.7%)	179	(0.5%)	87
放課後児童支援員数1名	3,363	(8.8%)	3,059	(8.3%)	304
放課後児童支援員数2名	2,802	(7.4%)	2,768	(7.5%)	34
放課後児童支援員数3名	215	(0.6%)	248	(0.7%)	▲ 33
放課後児童支援員数4名	53	(0.1%)	86	(0.2%)	▲ 33
放課後児童支援員数5名以上	14	(0.0%)	16	(0.0%)	▲ 2
8:00～18:30					
開所時間外	16,216	(42.5%)	15,814	(42.7%)	402
放課後児童支援員数0名	328	(0.9%)	211	(0.6%)	117
放課後児童支援員数1名	8,110	(21.3%)	7,813	(21.1%)	297
放課後児童支援員数2名	9,633	(25.3%)	9,564	(25.8%)	69
放課後児童支援員数3名	2,521	(6.6%)	2,362	(6.4%)	159
放課後児童支援員数4名	955	(2.5%)	878	(2.4%)	77
放課後児童支援員数5名以上	359	(0.9%)	392	(1.1%)	▲ 33
18:31以降					
開所時間外	31,019	(81.4%)	29,801	(80.5%)	1,218
放課後児童支援員数0名	139	(0.4%)	121	(0.3%)	18
放課後児童支援員数1名	3,947	(10.4%)	4,344	(11.7%)	▲ 397
放課後児童支援員数2名	2,741	(7.2%)	2,458	(6.6%)	283
放課後児童支援員数3名	196	(0.5%)	217	(0.6%)	▲ 21
放課後児童支援員数4名	42	(0.1%)	48	(0.1%)	▲ 6
放課後児童支援員数5名以上	38	(0.1%)	45	(0.1%)	▲ 7

注1:()内は全支援の単位数(令和6年:38,122、令和5年:37,034)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和6年:5月18日(土)、令和5年:5月13日(土))の状況を示すものである。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数の状況

①平日

(支援の単位)

	令和 6 年		令和 5 年		増減
13:59以前					
開所時間外	12,850	(33.7%)	13,148	(35.5%)	▲ 298
放課後児童支援員数0名	869	(2.3%)	779	(2.1%)	90
放課後児童支援員数1名	8,620	(22.6%)	8,195	(22.1%)	425
放課後児童支援員数2名	11,018	(28.9%)	10,535	(28.4%)	483
放課後児童支援員数3名	3,463	(9.1%)	3,142	(8.5%)	321
放課後児童支援員数4名	900	(2.4%)	826	(2.2%)	74
放課後児童支援員数5名以上	402	(1.1%)	409	(1.1%)	▲ 7
14:00～18:30					
開所時間外	347	(0.9%)	286	(0.8%)	61
放課後児童支援員数0名	937	(2.5%)	821	(2.2%)	116
放課後児童支援員数1名	10,361	(27.2%)	10,689	(28.9%)	▲ 328
放課後児童支援員数2名	16,282	(42.7%)	15,751	(42.5%)	531
放課後児童支援員数3名	7,119	(18.7%)	6,618	(17.9%)	501
放課後児童支援員数4名	2,225	(5.8%)	2,046	(5.5%)	179
放課後児童支援員数5名以上	851	(2.2%)	823	(2.2%)	28
18:31以降					
開所時間外	18,805	(49.3%)	18,479	(49.9%)	326
放課後児童支援員数0名	754	(2.0%)	730	(2.0%)	24
放課後児童支援員数1名	8,113	(21.3%)	7,881	(21.3%)	232
放課後児童支援員数2名	8,532	(22.4%)	8,012	(21.6%)	520
放課後児童支援員数3名	1,453	(3.8%)	1,483	(4.0%)	▲ 30
放課後児童支援員数4名	311	(0.8%)	331	(0.9%)	▲ 20
放課後児童支援員数5名以上	154	(0.4%)	118	(0.3%)	36

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、こども家庭庁令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和6年:38,122、令和5年:37,034)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和6年:5月17日(金)、令和5年:5月12日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和 6 年		令和 5 年		増減
7:59以前					
開所時間外	31,409	(82.4%)	30,678	(82.8%)	731
放課後児童支援員数0名	431	(1.1%)	351	(0.9%)	80
放課後児童支援員数1名	3,399	(8.9%)	3,107	(8.4%)	292
放課後児童支援員数2名	2,632	(6.9%)	2,622	(7.1%)	10
放課後児童支援員数3名	199	(0.5%)	199	(0.5%)	0
放課後児童支援員数4名	39	(0.1%)	67	(0.2%)	▲ 28
放課後児童支援員数5名以上	13	(0.0%)	10	(0.0%)	3
8:00～18:30					
開所時間外	16,216	(42.5%)	15,814	(42.7%)	402
放課後児童支援員数0名	751	(2.0%)	717	(1.9%)	34
放課後児童支援員数1名	8,409	(22.1%)	8,337	(22.5%)	72
放課後児童支援員数2名	9,349	(24.5%)	9,036	(24.4%)	313
放課後児童支援員数3名	2,305	(6.0%)	2,111	(5.7%)	194
放課後児童支援員数4名	823	(2.2%)	735	(2.0%)	88
放課後児童支援員数5名以上	269	(0.7%)	284	(0.8%)	▲ 15
18:31以降					
開所時間外	31,019	(81.4%)	29,801	(80.5%)	1,218
放課後児童支援員数0名	290	(0.8%)	240	(0.6%)	50
放課後児童支援員数1名	3,957	(10.4%)	4,380	(11.8%)	▲ 423
放課後児童支援員数2名	2,630	(6.9%)	2,346	(6.3%)	284
放課後児童支援員数3名	186	(0.5%)	216	(0.6%)	▲ 30
放課後児童支援員数4名	27	(0.1%)	35	(0.1%)	▲ 8
放課後児童支援員数5名以上	13	(0.0%)	16	(0.0%)	▲ 3

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、こども家庭庁令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和6年:38,122、令和5年:37,034)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和6年:5月18日(土)、令和5年:5月13日(土))の状況を示すものである。

24 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	246 (11.8%)	272 (12.4%)	▲ 26

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和6年:2,083、令和5年:2,195)に対する割合である。放課後児童支援員等は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

25 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和6年	令和5年	増減
設備運営基準第10条第3項一号	25,946 (23.1%)	25,038 (23.2%)	908
設備運営基準第10条第3項二号	910 (0.8%)	965 (0.9%)	▲ 55
設備運営基準第10条第3項三号	40,135 (35.7%)	37,120 (34.5%)	3,015
設備運営基準第10条第3項四号	24,588 (21.9%)	24,512 (22.7%)	76
設備運営基準第10条第3項五号	2,232 (2.0%)	1,928 (1.8%)	304
設備運営基準第10条第3項六号	168 (0.1%)	306 (0.3%)	▲ 138
設備運営基準第10条第3項七号	243 (0.2%)	236 (0.2%)	7
設備運営基準第10条第3項八号	82 (0.1%)	95 (0.1%)	▲ 13
設備運営基準第10条第3項九号	13,667 (12.2%)	13,397 (12.4%)	270
設備運営基準第10条第3項十号	4,226 (3.8%)	3,837 (3.6%)	389
その他	130 (0.1%)	314 (0.3%)	▲ 184
計	112,327 (100.0%)	107,748 (100.0%)	4,579

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・常勤以外を区別しない。

注2:設備運営基準第10条第3項

- 一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所において、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
- 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

注3:「その他」は、市町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

26 放課後児童支援員の配置状況

(支援の単位)

	令和6年	令和5年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	37,527 (99.1%)	36,637 (99.5%)	890
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	37,109 (98.0%)	36,154 (98.2%)	955

注:()内は特定の調査基準日(令和6年:5月17~18日、令和5年:5月12~13日)の間に開所した全支援の単位数(令和6年:37,871、令和5年:36,818)に対する割合である。放課後児童支援員はボランティアを含めない。

27 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和6年	令和5年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	12,872 (50.2%)	13,114 (50.8%)	▲ 242
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している(連携型)	8,649 (33.7%)	9,157 (35.5%)	▲ 508
うち同一小学校区内で実施(校内交流型)	5,660 (43.1%)	5,652 (42.3%)	8

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

注3:「うち同一小学校区内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和6年:13,139、令和5年:13,362)に対する割合である。

28 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和6年	令和5年	増減
点検・確認有り	1,621 (99.4%)	1,613 (98.9%)	8

注:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合である。

29 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和6年	令和5年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	37 (2.3%)	47 (2.9%)	▲ 10
小学校4年生まで	30 (1.8%)	30 (1.8%)	0
小学校5年生まで	3 (0.2%)	2 (0.1%)	1
小学校6年生まで	1,561 (95.7%)	1,552 (95.2%)	9
計	1,631 (100.0%)	1,631 (100.0%)	0

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

30 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和6年	令和5年	増減
放課後子供教室により対応している	21 (30.0%)	24 (30.4%)	▲ 3
自治体独自の放課後児童対策により対応している	3 (4.3%)	2 (2.5%)	1
児童館により対応している	13 (18.6%)	16 (20.3%)	▲ 3
その他	21 (30.0%)	19 (24.1%)	2
特に対応していない	12 (17.1%)	18 (22.8%)	▲ 6
計	70 (100.0%)	79 (100.0%)	▲ 9

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和6年:70、令和5年:79)に対する割合である。

31 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和6年	令和5年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,563 (95.8%)	1,543 (94.6%)	20

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合である。

注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

32 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和6年	令和5年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	900 (55.2%)	893 (54.8%)	7

注:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合である。

33 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和6年	令和5年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	513 (31.5%)	552 (33.8%)	▲ 39
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	529 (32.4%)	522 (32.0%)	7
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	589 (36.1%)	557 (34.2%)	32
計	1,631 (100.0%)	1,631 (100.0%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合である。

利用申込みのオンライン化	令和6年	令和5年	増減
利用手続きの一部(もしくは全部)をオンライン化している	233 (14.3%)	138 (8.5%)	95
利用手続きをオンライン化していない	1,398 (85.7%)	1,493 (91.5%)	▲ 95
計	1,631 (100.0%)	1,631 (100.0%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合である。

利用決定	令和6年	令和5年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	990 (60.7%)	988 (60.6%)	2
クラブのみで利用決定を行っている	402 (24.6%)	399 (24.5%)	3
市町村もクラブも利用決定を行っている	239 (14.7%)	244 (15.0%)	▲ 5
計	1,631 (100.0%)	1,631 (100.0%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合である。

34 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和6年	令和5年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	833 (51.1%)	826 (50.6%)	7

注:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合である。

(市町村)

利用に係る優先的な取扱いの対象 (複数回答)	令和6年		令和5年		増減
ひとり親家庭	669	(41.0%) [80.3%]	659	(40.4%) [79.8%]	10
生活保護世帯	360	(22.1%) [43.2%]	352	(21.6%) [42.6%]	8
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	164	(10.1%) [19.7%]	155	(9.5%) [18.8%]	9
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	455	(27.9%) [54.6%]	446	(27.3%) [54.0%]	9
児童が障害を有する場合	393	(24.1%) [47.2%]	384	(23.5%) [46.5%]	9
低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童	666	(40.8%) [80.0%]	657	(40.3%) [79.5%]	9
保護者が育児休業を終了した場合	141	(8.6%) [16.9%]	131	(8.0%) [15.9%]	10
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	250	(15.3%) [30.0%]	243	(14.9%) [29.4%]	7
その他市町村が定める事由	231	(14.2%) [27.7%]	235	(14.4%) [28.5%]	▲ 4

注:()内はクラブ実施市町村数(令和6年:1,631、令和5年:1,631)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和6年:833、令和5年:826)に対する割合である。

35 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
利用料の徴収を行っている	25,054 (97.7%)	24,987 (96.8%)	67
利用料の減免を行っている	22,131 [88.3%]	22,125 [88.5%]	6

注1:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和6年:25,054、令和5年:24,987)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

36 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和6年	令和5年	増減
2,000円未満	305 (1.2%)	357 (1.4%)	▲ 52
2,000～4,000円未満	4,139 (16.5%)	4,014 (16.1%)	125
4,000～6,000円未満	6,956 (27.8%)	6,982 (27.9%)	▲ 26
6,000～8,000円未満	4,863 (19.4%)	5,105 (20.4%)	▲ 242
8,000～10,000円未満	4,127 (16.5%)	4,046 (16.2%)	81
10,000～12,000円未満	2,048 (8.2%)	1,986 (7.9%)	62
12,000～14,000円未満	927 (3.7%)	872 (3.5%)	55
14,000～16,000円未満	487 (1.9%)	446 (1.8%)	41
16,000～18,000円未満	216 (0.9%)	219 (0.9%)	▲ 3
18,000～20,000円未満	156 (0.6%)	190 (0.8%)	▲ 34
20,000円以上	357 (1.4%)	306 (1.2%)	51
おやつ代等のみ徴収	473 (1.9%)	464 (1.9%)	9
計	25,054 (100.0%)	24,987 (100.0%)	67

注:()内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和6年:25,054、令和5年:24,987)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和6年	令和5年	増減
実費徴収なし	9,240 (36.0%)	9,390 (36.4%)	▲ 150
500円未満	418 (1.6%)	411 (1.6%)	7
1,000～1,500円未満	2,981 (11.6%)	3,197 (12.4%)	▲ 216
1,500～2,000円未満	4,593 (17.9%)	4,627 (17.9%)	▲ 34
2,000～2,500円未満	4,889 (19.1%)	4,810 (18.6%)	79
2,500～3,000円未満	1,008 (3.9%)	993 (3.8%)	15
3,000～3,500円未満	713 (2.8%)	567 (2.2%)	146
3,500円以上	608 (2.4%)	559 (2.2%)	49
計	25,635 (100.0%)	25,807 (100.0%)	▲ 172

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

37 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(1) 利用料減免の対象

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和6年			令和5年			増減
生活保護受給世帯	16,774	(65.4%)	[75.8%]	16,733	(64.8%)	[75.6%]	41
市町村民税非課税世帯	10,274	(40.1%)	[46.4%]	10,380	(40.2%)	[46.9%]	▲ 106
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	3,010	(11.7%)	[13.6%]	2,898	(11.2%)	[13.1%]	112
就学援助受給世帯	7,171	(28.0%)	[32.4%]	7,262	(28.1%)	[32.8%]	▲ 91
ひとり親世帯	7,205	(28.1%)	[32.6%]	7,330	(28.4%)	[33.1%]	▲ 125
兄弟姉妹利用世帯	14,360	(56.0%)	[64.9%]	13,980	(54.2%)	[63.2%]	380
その他市町村が定める場合	9,609	(37.5%)	[43.4%]	9,749	(37.8%)	[44.1%]	▲ 140
その他クラブが定める場合	1,197	(4.7%)	[5.4%]	1,087	(4.2%)	[4.9%]	110

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合、
[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和6年:22,131、令和5年:22,125)に対する割合である。

(2) 利用料減免の方法

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和6年			令和5年			増減
生活保護受給世帯							
利用料の免除	13,201	(51.5%)	[59.6%]	13,504	(52.3%)	[61.0%]	▲ 303
利用料の半額のみ徴収	643	(2.5%)	[2.9%]	649	(2.5%)	[2.9%]	▲ 6
所得に応じて複数段階で減額	60	(0.2%)	[0.3%]	66	(0.3%)	[0.3%]	▲ 6
その他	2,964	(11.6%)	[13.4%]	2,660	(10.3%)	[12.0%]	304
市民税非課税世帯							
利用料の免除	5,188	(20.2%)	[23.4%]	5,170	(20.0%)	[23.4%]	18
利用料の半額のみ徴収	2,004	(7.8%)	[9.1%]	2,129	(8.2%)	[9.6%]	▲ 125
所得に応じて複数段階で減額	316	(1.2%)	[1.4%]	349	(1.4%)	[1.6%]	▲ 33
その他	3,073	(12.0%)	[13.9%]	3,112	(12.1%)	[14.1%]	▲ 39
所得税非課税・市町村民税非課税世帯							
利用料の免除	1,088	(4.2%)	[4.9%]	1,297	(5.0%)	[5.9%]	▲ 209
利用料の半額のみ徴収	579	(2.3%)	[2.6%]	663	(2.6%)	[3.0%]	▲ 84
所得に応じて複数段階で減額	416	(1.6%)	[1.9%]	443	(1.7%)	[2.0%]	▲ 27
その他	1,132	(4.4%)	[5.1%]	790	(3.1%)	[3.6%]	342
就学援助受給世帯							
利用料の免除	2,724	(10.6%)	[12.3%]	2,728	(10.6%)	[12.3%]	▲ 4
利用料の半額のみ徴収	2,175	(8.5%)	[9.8%]	2,110	(8.2%)	[9.5%]	65
所得に応じて複数段階で減額	32	(0.1%)	[0.1%]	40	(0.2%)	[0.2%]	▲ 8
その他	2,282	(8.9%)	[10.3%]	2,419	(9.4%)	[10.9%]	▲ 137
ひとり親世帯							
利用料の免除	312	(1.2%)	[1.4%]	366	(1.4%)	[1.7%]	▲ 54
利用料の半額のみ徴収	2,104	(8.2%)	[9.5%]	2,024	(7.8%)	[9.1%]	80
所得に応じて複数段階で減額	304	(1.2%)	[1.4%]	387	(1.5%)	[1.7%]	▲ 83
その他	4,617	(18.0%)	[20.9%]	4,737	(18.4%)	[21.4%]	▲ 120
兄弟姉妹利用世帯							
利用料の免除	473	(1.8%)	[2.1%]	542	(2.1%)	[2.4%]	▲ 69
利用料の半額のみ徴収	5,540	(21.6%)	[25.0%]	5,600	(21.7%)	[25.3%]	▲ 60
所得に応じて複数段階で減額	139	(0.5%)	[0.6%]	65	(0.3%)	[0.3%]	74
その他	8,766	(34.2%)	[39.6%]	8,449	(32.7%)	[38.2%]	317
その他市町村が定める場合							
利用料の免除	3,568	(13.9%)	[16.1%]	3,841	(14.9%)	[17.4%]	▲ 273
利用料の半額のみ徴収	1,704	(6.6%)	[7.7%]	1,833	(7.1%)	[8.3%]	▲ 129
所得に応じて複数段階で減額	531	(2.1%)	[2.4%]	567	(2.2%)	[2.6%]	▲ 36
その他	4,398	(17.2%)	[19.9%]	4,186	(16.2%)	[18.9%]	212
その他クラブが定める場合							
利用料の免除	57	(0.2%)	[0.3%]	58	(0.2%)	[0.3%]	▲ 1
利用料の半額のみ徴収	187	(0.7%)	[0.8%]	143	(0.6%)	[0.6%]	44
その他	977	(3.8%)	[4.4%]	904	(3.5%)	[4.1%]	73

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合、
[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和6年:22,131、令和5年:22,125)に対する割合である。

38 指定管理者制度による実施の有無

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
実施している	3,770 (28.8%)	3,766 (29.3%)	4
実施していない	9,306 (71.2%)	9,093 (70.7%)	213

注:()内は公立民営クラブ数(令和6年:13,076、令和5年:12,859)に対する割合である。

39 おやつ提供の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
おやつ提供有り	22,972 (89.6%)	23,186 (89.8%)	▲ 214
おやつ提供無し	2,663 (10.4%)	2,570 (10.0%)	93
計	25,635 (100.0%)	25,756 (99.8%)	▲ 121

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

40 長期休暇期間における昼食提供の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
昼食提供有り	11,026 (43.0%)	-	-
昼食提供無し	14,609 (57.0%)	-	-
計	25,635 (100.0%)	-	-

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635)に対する割合である。

(か所)

提供方法	令和6年	令和5年	増減
事業所内部での調理	1,753 (15.9%)	-	-
事業所による手配	5,420 (49.2%)	-	-
保護者会等による手配	535 (4.9%)	-	-
その他	3,318 (30.1%)	-	-
計	11,026 (100.0%)	-	-

注:()内は昼食提供を行っているクラブ数(令和6年:11,026)に対する割合である。

41 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
育成支援の内容を記録している	22,492 (87.7%)	22,717 (88.0%)	▲ 225

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

42 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	25,409 (99.1%)	25,574 (99.1%)	▲ 165
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	24,515 (95.6%)	24,566 (95.2%)	▲ 51

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

43 運営規程の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
運営規程を定めている	24,990 (97.5%)	25,120 (97.3%)	▲ 130
運営規程を定めていない	645 (2.5%)	687 (2.7%)	▲ 42
計	25,635 (100.0%)	25,807 (100.0%)	▲ 172

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	令和6年		令和5年		増減
事業の目的及び運営の方針	24,932 (97.3%)	[99.8%]	25,076 (97.2%)	[99.8%]	▲ 144
職員の職種、員数及び職務の内容	24,631 (96.1%)	[98.6%]	24,684 (95.6%)	[98.3%]	▲ 53
開所している日及び時間	24,896 (97.1%)	[99.6%]	25,008 (96.9%)	[99.6%]	▲ 112
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	24,785 (96.7%)	[99.2%]	24,773 (96.0%)	[98.6%]	12
利用定員	23,921 (93.3%)	[95.7%]	24,009 (93.0%)	[95.6%]	▲ 88
通常の事業の実施地域	24,360 (95.0%)	[97.5%]	24,345 (94.3%)	[96.9%]	15
事業の利用に当たっての留意事項	24,599 (96.0%)	[98.4%]	24,546 (95.1%)	[97.7%]	53
緊急時等における対応方法	24,545 (95.7%)	[98.2%]	24,510 (95.0%)	[97.6%]	35
非常災害対策	24,345 (95.0%)	[97.4%]	24,261 (94.0%)	[96.6%]	84
虐待の防止のための措置に関する事項	23,285 (90.8%)	[93.2%]	23,232 (90.0%)	[92.5%]	53
その他事業の運営に関する重要事項	9,988 (39.0%)	[40.0%]	10,199 (39.5%)	[40.6%]	▲ 211

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合、
[]内は運営規程を定めているクラブ数(令和6年:24,990、令和5年:25,120)に対する割合である。

44 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

(件)

	令和6年	令和5年	増減
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	13	10	3

注1:令和6年は令和5年4月1日～令和6年3月31日、令和5年は令和4年4月1日～令和5年3月31日の件数である。
注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

45 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
帳簿を整備している	25,289 (98.7%)	25,489 (98.8%)	▲ 200

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

46 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和6年	令和5年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	25,045 (97.7%)	25,178 (97.6%)	▲ 133
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	20,761 (81.0%)	20,936 (81.1%)	▲ 175

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

47 学校との連携状況

(か所)

	令和 6 年	令和 5 年	増減
学校との情報交換を行っている	25,307 (98.7%)	25,467 (98.7%)	▲ 160
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるように学校との連携を図っている	19,951 (77.8%)	20,350 (78.9%)	▲ 399

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

48 保育所、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和 6 年	令和 5 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	15,998 (62.4%)	15,814 (61.3%)	184

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

49 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和 6 年	令和 5 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	19,631 (76.6%)	19,441 (75.3%)	190
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	16,431 (64.1%)	16,048 (62.2%)	383
医療・保健・福祉等機関と連携している	19,038 (74.3%)	18,904 (73.3%)	134

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

50 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

	令和 6 年	令和 5 年	増減	
衛生管理・感染症対応を行っている	25,290 (98.7%)	25,395 (98.4%)	▲ 105	
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	25,418 (99.2%)	25,520 (98.9%)	▲ 102
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	24,926 (97.2%)	24,317 (94.2%)	609
	損害賠償保険に加入している	24,629 (96.1%)	24,791 (96.1%)	▲ 162
	傷害保険に加入している	25,335 (98.8%)	25,500 (98.8%)	▲ 165
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	24,910 (97.2%)	24,213 (93.8%)	697
	定期的な避難訓練を行っている	24,589 (95.9%)	24,410 (94.6%)	179
	緊急時の連絡体制を整備している	25,098 (97.9%)	25,171 (97.5%)	▲ 73
来所・帰宅時の安全確保を行っている	23,518 (91.7%)	23,174 (89.8%)	344	
業務継続計画を策定している	15,327 (59.8%)	12,817 (49.7%)	2,510	

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

51 職場倫理に関する事項の明文化の状況

(か所)

	令和 6 年	令和 5 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	23,943 (93.4%)	25,314 (98.1%)	▲ 1,371

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

52 要望・苦情への対応状況

(か所)

	令和 6 年		令和 5 年		増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	24,344	(95.0%)	24,386	(94.5%)	▲ 42
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	23,811	(92.9%)	23,804	(92.2%)	7

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

53 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和 6 年		令和 5 年		増減
資質向上のための研修を実施している	25,072	(97.8%)	25,109	(97.3%)	▲ 37
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,174	(82.6%)	20,899	(81.0%)	275
障害児受入のための研修を実施している	22,455	(87.6%)	22,379	(86.7%)	76

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和 6 年		令和 5 年		増減
1回未満	1,746	(6.8%)	2,070	(8.0%)	▲ 324
1回以上5回未満	14,424	(56.3%)	14,923	(57.8%)	▲ 499
5回以上10回未満	5,022	(19.6%)	4,816	(18.7%)	206
10回以上	4,443	(17.3%)	3,998	(15.5%)	445
計	25,635	(100.0%)	25,807	(100.0%)	▲ 172

注1:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和 6 年		令和 5 年		増減
1日未満	1,750	(6.8%)	2,069	(8.0%)	▲ 319
1日以上5日未満	13,960	(54.5%)	14,434	(55.9%)	▲ 474
5日以上10日未満	5,389	(21.0%)	5,053	(19.6%)	336
10日以上	4,536	(17.7%)	4,251	(16.5%)	285
計	25,635	(100.0%)	25,807	(100.0%)	▲ 172

注1:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

54 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和 6 年		令和 5 年		増減
自己評価の実施有り	15,124	(59.0%)	14,631	(56.7%)	493
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	13,794	(53.8%)	13,523	(52.4%)	271

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合である。

55 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和 6 年		令和 5 年		増減
第三者評価の実施有り	3,737	(14.6%)	4,254	(16.5%)	▲ 517
第三者評価の結果を公表している	2,711	(10.6%)	3,051	(11.8%)	▲ 340
実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	810	(3.2%)	738	(2.9%)	72

注:()内は全クラブ数(令和6年:25,635、令和5年:25,807)に対する割合、

[]内は第三者評価を実施しているクラブ数(令和6年:3,737、令和5年:4,254)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	609	29,779
2	青森県	176	11,784
3	岩手県	288	13,402
4	宮城県	280	17,014
5	秋田県	187	9,618
6	山形県	241	13,061
7	福島県	240	15,296
8	茨城県	582	41,757
9	栃木県	537	23,159
10	群馬県	391	18,735
11	埼玉県	1,025	55,995
12	千葉県	798	49,540
13	東京都	1,891	131,093
14	神奈川県	480	26,556
15	新潟県	347	18,071
16	富山県	168	7,056
17	石川県	237	11,037
18	福井県	170	7,786
19	山梨県	197	10,184
20	長野県	293	19,039
21	岐阜県	286	15,219
22	静岡県	501	23,582
23	愛知県	689	42,131
24	三重県	436	20,162
25	滋賀県	273	17,086
26	京都府	225	16,040
27	大阪府	349	31,300
28	兵庫県	514	25,839
29	奈良県	214	13,925
30	和歌山県	147	6,199
31	鳥取県	125	5,594
32	島根県	179	6,644
33	岡山県	226	10,149
34	広島県	281	14,084
35	山口県	264	14,378
36	徳島県	154	8,333
37	香川県	137	8,087
38	愛媛県	178	9,350
39	高知県	98	3,571
40	福岡県	458	32,094
41	佐賀県	275	12,401
42	長崎県	248	10,559
43	熊本県	331	14,222
44	大分県	239	9,789
45	宮崎県	238	9,063
46	鹿児島県	442	17,464
47	沖縄県	505	20,880
都道府県合計		17,149	948,107

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	248	26,022
49	仙台市	246	16,369
50	さいたま市	328	13,425
51	千葉市	197	14,021
52	横浜市	574	48,780
53	川崎市	141	16,507
54	相模原市	127	7,631
55	新潟市	184	12,829
56	静岡市	94	6,284
57	浜松市	167	7,275
58	名古屋	230	9,740
59	京都市	220	16,950
60	大阪市	185	6,173
61	堺市	93	9,096
62	神戸市	251	19,206
63	岡山市	95	9,904
64	広島市	221	12,656
65	北九州市	131	12,953
66	福岡市	149	19,784
67	熊本市	95	7,721
指定都市合計		3,976	293,326

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	69	2,936
69	旭川市	97	3,531
70	青森市	50	3,542
71	八戸市	51	2,156
72	盛岡市	71	2,980
73	秋田市	56	2,433
74	山形市	82	4,070
75	福島市	83	3,863
76	郡山市	81	4,793
77	いわき市	87	3,596
78	水戸市	56	5,627
79	宇都宮市	71	7,152
80	前橋市	85	5,548
81	高崎市	103	4,459
82	川崎市	36	3,703
83	川口市	56	6,187
84	越谷市	56	3,477
85	船橋市	104	5,690
86	柏市	46	4,649
87	八王子市	90	6,589
88	横須賀市	79	2,643
89	富山市	132	6,792
90	金沢市	109	5,659
91	福井市	84	3,552
92	甲府市	37	1,874
93	長野市	84	8,744
94	松本市	40	3,757
95	岐阜市	46	3,837
96	豊橋市	99	3,881
97	岡崎市	55	3,514
98	一宮市	60	3,471
99	豊田市	73	4,337
100	大津市	73	4,580
101	豊中市	38	5,123
102	吹田市	36	5,418
103	高槻市	73	4,000
104	枚方市	44	4,301
105	八尾市	32	3,963
106	寝屋川市	23	2,409
107	東大阪市	57	4,477
108	姫路市	124	4,616
109	尼崎市	85	3,384
110	明石市	28	4,195
111	西宮市	119	4,893
112	奈良市	47	4,563
113	和歌山市	104	3,752
114	鳥取市	78	3,200
115	松江市	85	3,382
116	倉敷市	64	6,363
117	呉市	42	2,818
118	福山市	72	6,606
119	下関市	38	2,476
120	高松市	84	5,301
121	松山市	57	6,498
122	高知市	88	4,004
123	久留米市	48	4,322
124	長崎市	95	6,849
125	佐世保市	73	2,674
126	大分市	71	5,808
127	宮崎市	63	4,813
128	鹿児島市	221	8,999
129	那覇市	120	5,690
中核市合計		4,510	278,519
総合計		25,635	1,519,952

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和6年	令和5年	増減
1	北海道	609	613	▲ 4
2	青森県	176	178	▲ 2
3	岩手県	288	285	▲ 3
4	宮城県	280	283	▲ 3
5	秋田県	187	186	▲ 1
6	山形県	241	260	▲ 19
7	福島県	240	242	▲ 2
8	茨城県	582	582	0
9	栃木県	537	542	▲ 5
10	群馬県	391	364	▲ 27
11	埼玉県	1,025	1,031	▲ 6
12	千葉県	798	792	▲ 6
13	東京都	1,891	1,868	▲ 23
14	神奈川県	480	479	▲ 1
15	新潟県	347	340	▲ 7
16	富山県	168	167	▲ 1
17	石川県	237	241	▲ 4
18	福井県	170	168	▲ 2
19	山梨県	197	213	▲ 16
20	長野県	293	302	▲ 9
21	岐阜県	286	291	▲ 5
22	静岡県	501	493	▲ 8
23	愛知県	689	710	▲ 21
24	三重県	436	445	▲ 9
25	滋賀県	273	263	▲ 10
26	京都府	225	238	▲ 13
27	大阪府	349	381	▲ 32
28	兵庫県	514	514	0
29	奈良県	214	211	▲ 3
30	和歌山県	147	145	▲ 2
31	鳥取県	125	123	▲ 2
32	島根県	179	179	0
33	岡山県	226	230	▲ 4
34	広島県	281	274	▲ 7
35	山口県	264	264	0
36	徳島県	154	192	▲ 38
37	香川県	137	136	▲ 1
38	愛媛県	178	184	▲ 6
39	高知県	98	97	▲ 1
40	福岡県	458	467	▲ 9
41	佐賀県	275	288	▲ 13
42	長崎県	248	243	▲ 5
43	熊本県	331	349	▲ 18
44	大分県	239	244	▲ 5
45	宮崎県	238	235	▲ 3
46	鹿児島県	442	437	▲ 5
47	沖縄県	505	491	▲ 14
都道府県合計		17,149	17,260	▲ 111

No.	指定都市名	令和6年	令和5年	増減
48	札幌市	248	248	0
49	仙台市	246	244	▲ 2
50	さいたま市	328	311	▲ 17
51	千葉市	197	201	▲ 4
52	横浜市	574	576	▲ 2
53	川崎市	141	139	▲ 2
54	相模原市	127	127	0
55	新潟市	184	184	0
56	静岡市	94	97	▲ 3
57	浜松市	167	166	▲ 1
58	名古屋市	230	235	▲ 5
59	京都市	220	223	▲ 3
60	大阪市	185	184	▲ 1
61	堺市	93	93	0
62	神戸市	251	245	▲ 6
63	岡山市	95	95	0
64	広島市	221	220	▲ 1
65	北九州市	131	133	▲ 2
66	福岡市	149	140	▲ 9
67	熊本市	95	181	▲ 86
指定都市合計		3,976	4,042	▲ 66

No.	中核市名	令和6年	令和5年	増減
68	函館市	69	69	0
69	旭川市	97	97	0
70	青森市	50	51	▲ 1
71	八戸市	51	49	▲ 2
72	盛岡市	71	71	0
73	秋田市	56	55	▲ 1
74	山形市	82	81	▲ 1
75	福島市	83	83	0
76	郡山市	81	74	▲ 7
77	いわき市	87	82	▲ 5
78	水戸市	56	55	▲ 1
79	宇都宮市	71	71	0
80	前橋市	85	85	0
81	高崎市	103	101	▲ 2
82	川崎市	36	36	0
83	川口市	56	56	0
84	越谷市	56	55	▲ 1
85	船橋市	104	104	0
86	柏市	46	46	0
87	八王子市	90	90	0
88	横須賀市	79	76	▲ 3
89	富山市	132	130	▲ 2
90	金沢市	109	106	▲ 3
91	福井市	84	82	▲ 2
92	甲府市	37	53	▲ 16
93	長野市	84	86	▲ 2
94	松本市	40	41	▲ 1
95	岐阜市	46	46	0
96	豊橋市	99	97	▲ 2
97	岡崎市	55	52	▲ 3
98	一宮市	60	60	0
99	豊田市	73	73	0
100	大津市	73	69	▲ 4
101	豊中市	38	38	0
102	吹田市	36	36	0
103	高槻市	73	92	▲ 19
104	枚方市	44	44	0
105	八尾市	32	31	▲ 1
106	寝屋川市	23	41	▲ 18
107	東大阪市	57	57	0
108	姫路市	124	122	▲ 2
109	尼崎市	85	89	▲ 4
110	明石市	28	28	0
111	西宮市	119	112	▲ 7
112	奈良市	47	47	0
113	和歌山市	104	106	▲ 2
114	鳥取市	78	76	▲ 2
115	松江市	85	83	▲ 2
116	倉敷市	64	65	▲ 1
117	呉市	42	41	▲ 1
118	福山市	72	72	0
119	下関市	38	37	▲ 1
120	高松市	84	82	▲ 2
121	松山市	57	57	0
122	高知市	88	89	▲ 1
123	久留米市	48	48	0
124	長崎市	95	95	0
125	佐世保市	73	73	0
126	大分市	71	70	▲ 1
127	宮崎市	63	59	▲ 4
128	鹿児島市	221	219	▲ 2
129	那覇市	120	114	▲ 6
中核市合計		4,510	4,505	▲ 5
総合計		25,635	25,807	▲ 172

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和6年	令和5年	増減
1	北海道	29,779	28,579	1,200
2	青森県	11,784	11,393	391
3	岩手県	13,402	13,171	231
4	宮城県	17,014	16,981	33
5	秋田県	9,618	9,549	69
6	山形県	13,061	12,796	265
7	福島県	15,296	14,809	487
8	茨城県	41,757	40,083	1,674
9	栃木県	23,159	22,569	590
10	群馬県	18,735	16,615	2,120
11	埼玉県	55,995	53,672	2,323
12	千葉県	49,540	46,824	2,716
13	東京都	131,093	126,225	4,868
14	神奈川県	26,556	25,219	1,337
15	新潟県	18,071	17,032	1,039
16	富山県	7,056	6,820	236
17	石川県	11,037	10,565	472
18	福井県	7,786	7,424	362
19	山梨県	10,184	9,666	518
20	長野県	19,039	18,302	737
21	岐阜県	15,219	14,185	1,034
22	静岡県	23,582	23,015	567
23	愛知県	42,131	40,076	2,055
24	三重県	20,162	19,019	1,143
25	滋賀県	17,086	16,403	683
26	京都府	16,040	15,337	703
27	大阪府	31,300	30,244	1,056
28	兵庫県	25,839	24,959	880
29	奈良県	13,925	13,187	738
30	和歌山県	6,199	6,068	131
31	鳥取県	5,594	5,400	194
32	島根県	6,644	6,551	93
33	岡山県	10,149	9,715	434
34	広島県	14,084	13,153	931
35	山口県	14,378	14,021	357
36	徳島県	8,333	8,132	201
37	香川県	8,087	7,557	530
38	愛媛県	9,350	9,080	270
39	高知県	3,571	3,405	166
40	福岡県	32,094	30,456	1,638
41	佐賀県	12,401	12,137	264
42	長崎県	10,559	10,163	396
43	熊本県	14,222	13,714	508
44	大分県	9,789	9,654	135
45	宮崎県	9,063	8,947	116
46	鹿児島県	17,464	16,712	752
47	沖縄県	20,880	20,055	825
都道府県合計		948,107	909,639	38,468

No.	指定都市名	令和6年	令和5年	増減
48	札幌市	26,022	24,357	1,665
49	仙台市	16,369	15,509	860
50	さいたま市	13,425	12,525	900
51	千葉市	14,021	12,468	1,553
52	横浜市	48,780	48,432	348
53	川崎市	16,507	16,162	345
54	相模原市	7,631	7,564	67
55	新潟市	12,829	12,225	604
56	静岡市	6,284	6,111	173
57	浜松市	7,275	7,233	42
58	名古屋市	9,740	9,171	569
59	京都市	16,950	16,426	524
60	大阪市	6,173	6,138	35
61	堺市	9,096	8,905	191
62	神戸市	19,206	18,013	1,193
63	岡山市	9,904	9,410	494
64	広島市	12,656	12,024	632
65	北九州市	12,953	12,438	515
66	福岡市	19,784	18,134	1,650
67	熊本市	7,721	7,211	510
指定都市合計		293,326	280,456	12,870

No.	中核市名	令和6年	令和5年	増減
68	函館市	2,936	2,756	180
69	旭川市	3,531	3,413	118
70	青森市	3,542	3,341	201
71	八戸市	2,156	2,024	132
72	盛岡市	2,980	2,916	64
73	秋田市	2,433	2,338	95
74	山形市	4,070	4,026	44
75	福島市	3,863	3,556	307
76	郡山市	4,793	4,636	157
77	いわき市	3,596	3,544	52
78	水戸市	5,627	5,355	272
79	宇都宮市	7,152	6,467	685
80	前橋市	5,548	5,059	489
81	高崎市	4,459	4,274	185
82	川崎市	3,703	3,629	74
83	川口市	6,187	5,873	314
84	越谷市	3,477	3,318	159
85	船橋市	5,690	5,654	36
86	柏市	4,649	4,339	310
87	八王子市	6,589	6,423	166
88	横須賀市	2,643	2,523	120
89	富山市	6,792	6,718	74
90	金沢市	5,659	5,369	290
91	福井市	3,552	3,511	41
92	甲府市	1,874	1,731	143
93	長野市	8,744	8,297	447
94	松本市	3,757	3,532	225
95	岐阜市	3,837	3,684	153
96	豊橋市	3,881	3,784	97
97	岡崎市	3,514	3,390	124
98	一宮市	3,471	3,381	90
99	豊田市	4,337	4,186	151
100	大津市	4,580	4,264	316
101	豊中市	5,123	4,857	266
102	吹田市	5,418	4,974	444
103	高槻市	4,000	3,794	206
104	枚方市	4,301	4,511	▲ 210
105	八尾市	3,963	3,732	231
106	寝屋川市	2,409	2,354	55
107	東大阪市	4,477	4,449	28
108	姫路市	4,616	4,571	45
109	尼崎市	3,384	3,436	▲ 52
110	明石市	4,195	4,006	189
111	西宮市	4,893	4,622	271
112	奈良市	4,563	4,141	422
113	和歌山市	3,752	3,529	223
114	鳥取市	3,200	3,156	44
115	松江市	3,382	3,363	19
116	倉敷市	6,363	6,073	290
117	呉市	2,818	2,737	81
118	福山市	6,606	6,209	397
119	下関市	2,476	2,569	▲ 93
120	高松市	5,301	5,088	213
121	松山市	6,498	6,156	342
122	高知市	4,004	3,908	96
123	久留米市	4,322	4,332	▲ 10
124	長崎市	6,849	6,588	261
125	佐世保市	2,674	2,615	59
126	大分市	5,808	5,553	255
127	宮崎市	4,813	4,624	189
128	鹿児島市	8,999	8,755	244
129	那覇市	5,690	5,276	414
中核市合計		278,519	267,289	11,230
総合計		1,519,952	1,457,384	62,568

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

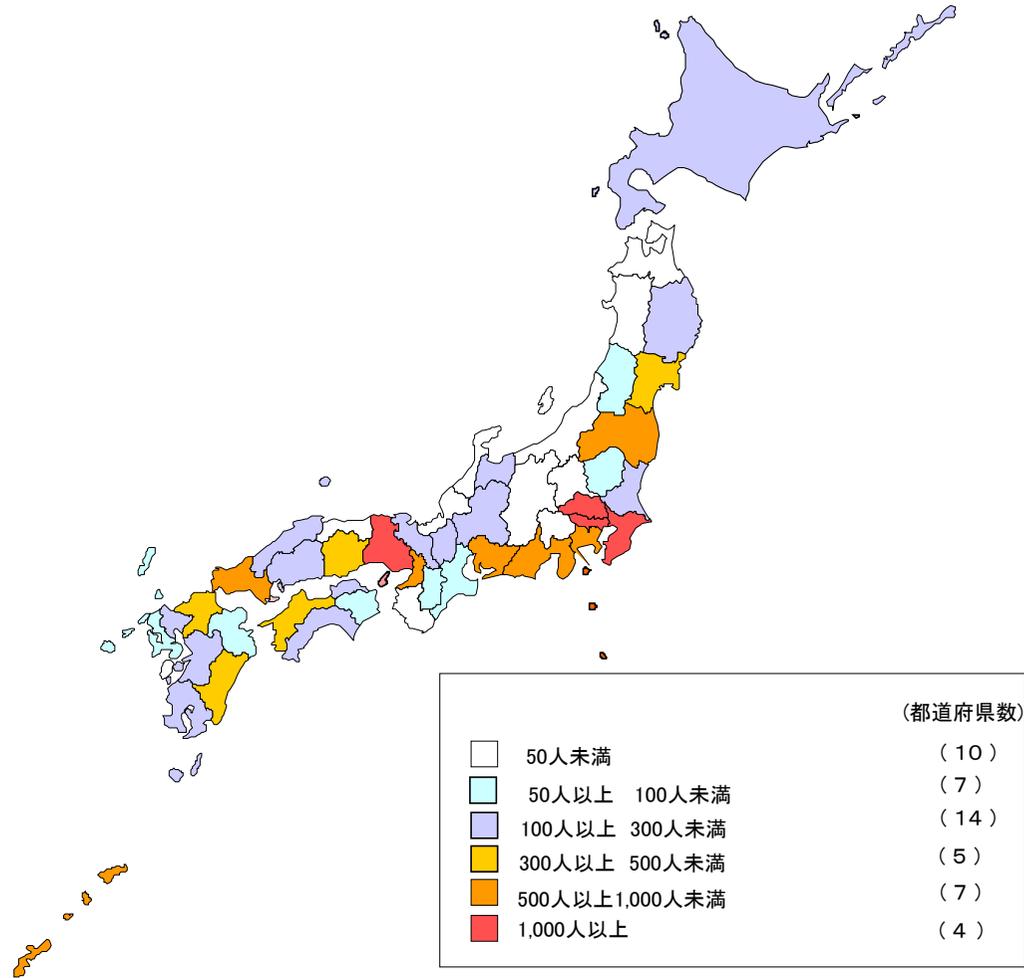
（単位：人）

No.	都道府県名	令和6年	令和5年	増減
1	北海道	166	74	92
2	青森県	0	0	0
3	岩手県	127	29	98
4	宮城県	311	246	65
5	秋田県	17	32	▲ 15
6	山形県	97	57	40
7	福島県	419	276	143
8	茨城県	214	236	▲ 22
9	栃木県	76	79	▲ 3
10	群馬県	7	4	3
11	埼玉県	1,449	1,224	225
12	千葉県	831	777	54
13	東京都	3,731	3,524	207
14	神奈川県	664	652	12
15	新潟県	6	37	▲ 31
16	富山県	60	50	10
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	17	16	1
20	長野県	6	3	3
21	岐阜県	105	47	58
22	静岡県	295	420	▲ 125
23	愛知県	393	391	2
24	三重県	54	78	▲ 24
25	滋賀県	124	60	64
26	京都府	124	66	58
27	大阪府	352	202	150
28	兵庫県	483	477	6
29	奈良県	58	77	▲ 19
30	和歌山県	49	57	▲ 8
31	鳥取県	42	19	23
32	島根県	94	80	14
33	岡山県	49	46	3
34	広島県	104	143	▲ 39
35	山口県	403	387	16
36	徳島県	64	83	▲ 19
37	香川県	97	13	84
38	愛媛県	189	188	1
39	高知県	121	70	51
40	福岡県	473	441	32
41	佐賀県	152	185	▲ 33
42	長崎県	79	31	48
43	熊本県	153	215	▲ 62
44	大分県	69	33	36
45	宮崎県	216	103	113
46	鹿児島県	84	98	▲ 14
47	沖縄県	846	999	▲ 153
都道府県合計		13,470	12,325	1,145

No.	指定都市名	令和6年	令和5年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	4	11	▲ 7
50	さいたま市	288	329	▲ 41
51	千葉市	0	71	▲ 71
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	103	111	▲ 8
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	51	64	▲ 13
57	浜松市	202	190	12
58	名古屋市	34	46	▲ 12
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	236	193	43
64	広島市	96	19	77
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	3	1	2
指定都市合計		1,017	1,035	▲ 18

No.	中核市名	令和6年	令和5年	増減
68	函館市	2	1	1
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	2	▲ 2
72	盛岡市	10	35	▲ 25
73	秋田市	15	11	4
74	山形市	0	0	0
75	福島市	3	3	0
76	郡山市	72	132	▲ 60
77	いわき市	35	39	▲ 4
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	14	3	11
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	395	328	67
85	船橋市	219	338	▲ 119
86	柏市	131	41	90
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	44	50	▲ 6
89	富山市	42	36	6
90	金沢市	24	35	▲ 11
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	46	44	2
96	豊橋市	70	28	42
97	岡崎市	153	105	48
98	一宮市	20	0	20
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	97	192	▲ 95
103	高槻市	34	30	4
104	枚方市	2	6	▲ 4
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	136	42	94
108	姫路市	225	137	88
109	尼崎市	269	205	64
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	174	173	1
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	0	191	▲ 191
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	46	31	15
116	倉敷市	45	47	▲ 2
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	217	96	121
120	高松市	93	82	11
121	松山市	130	83	47
122	高知市	119	66	53
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	6	4	2
126	大分市	8	0	8
127	宮崎市	173	159	14
128	鹿児島市	59	64	▲ 5
129	那覇市	71	77	▲ 6
中核市合計		3,199	2,916	283
総合計		17,686	16,276	1,410

令和6年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数 人
北海道	168
青森県	0
岩手県	137
宮城県	315
秋田県	32
山形県	97
福島県	529
茨城県	214
栃木県	76
群馬県	21
埼玉県	2,132
千葉県	1,181
東京都	3,731
神奈川県	811
新潟県	6
富山県	102
石川県	24
福井県	0
山梨県	17
長野県	6
岐阜県	151
静岡県	548
愛知県	670
三重県	54
滋賀県	124
京都府	124
大阪府	621
兵庫県	1,151
奈良県	58
和歌山県	49
鳥取県	42
島根県	140
岡山県	330
広島県	200
山口県	620
徳島県	64
香川県	190
愛媛県	319
高知県	240
福岡県	473
佐賀県	152
長崎県	85
熊本県	156
大分県	77
宮崎県	389
鹿児島県	143
沖縄県	917
計	17,686

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：市町村）

No.	都道府県名	令和6年	令和5年	増減
1	北海道	10	7	3
2	青森県	0	0	0
3	岩手県	4	1	3
4	宮城県	7	9	▲2
5	秋田県	2	3	▲1
6	山形県	6	5	1
7	福島県	9	11	▲2
8	茨城県	8	10	▲2
9	栃木県	2	2	0
10	群馬県	2	1	1
11	埼玉県	20	22	▲2
12	千葉県	20	19	1
13	東京都	33	32	1
14	神奈川県	14	9	5
15	新潟県	1	4	▲3
16	富山県	2	2	0
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	3	1	2
20	長野県	2	1	1
21	岐阜県	8	7	1
22	静岡県	19	18	1
23	愛知県	14	15	▲1
24	三重県	6	5	1
25	滋賀県	7	4	3
26	京都府	6	4	2
27	大阪府	10	9	1
28	兵庫県	7	13	▲6
29	奈良県	4	6	▲2
30	和歌山県	7	5	2
31	鳥取県	3	1	2
32	島根県	5	4	1
33	岡山県	3	3	0
34	広島県	3	5	▲2
35	山口県	5	7	▲2
36	徳島県	3	4	▲1
37	香川県	3	1	2
38	愛媛県	7	8	▲1
39	高知県	7	7	0
40	福岡県	19	20	▲1
41	佐賀県	7	7	0
42	長崎県	3	2	1
43	熊本県	9	10	▲1
44	大分県	5	4	1
45	宮崎県	4	6	▲2
46	鹿児島県	5	8	▲3
47	沖縄県	19	20	▲1
都道府県合計		343	342	1

No.	指定都市名	令和6年	令和5年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	0	1	▲1
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	1	1	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	1	1	0
指定都市合計		9	10	▲1

No.	中核市名	令和6年	令和5年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	1	▲1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	1	0
77	いわき市	1	1	0
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	1	1	0
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	1	1	0
85	船橋市	1	1	0
86	柏市	1	1	0
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	1	1	0
89	富山市	1	1	0
90	金沢市	1	1	0
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	1	1	0
96	豊橋市	1	1	0
97	岡崎市	1	1	0
98	一宮市	1	0	1
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	1	1	0
103	高槻市	1	1	0
104	枚方市	1	1	0
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	1	1	0
108	姫路市	1	1	0
109	尼崎市	1	1	0
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	1	1	0
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	0	1	▲1
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	1	1	0
116	倉敷市	1	1	0
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	1	1	0
120	高松市	1	1	0
121	松山市	1	1	0
122	高知市	1	1	0
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	1	1	0
126	大分市	1	0	1
127	宮崎市	1	1	0
128	鹿児島市	1	1	0
129	那覇市	1	1	0
中核市合計		35	35	0
総合計		387	387	0

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

(単位：人)

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	埼玉県	越谷市	395
2	埼玉県	所沢市	392
3	東京都	足立区	388
4	東京都	葛飾区	383
5	東京都	杉並区	371
6	兵庫県	宝塚市	314
7	埼玉県	さいたま市	288
8	兵庫県	尼崎市	269
9	東京都	立川市	242
10	岡山県	岡山市	236
11	山口県	山口市	229
12	東京都	中央区	226
13	兵庫県	姫路市	225
14	千葉県	船橋市	219
15	山口県	下関市	217
16	東京都	目黒区	214
17	千葉県	市川市	205
18	静岡県	浜松市	202
19	神奈川県	茅ヶ崎市	200
20	埼玉県	朝霞市	197
21	東京都	狛江市	177
22	神奈川県	藤沢市	174
23	兵庫県	西宮市 *	174
24	宮城県	宮崎市	173
25	東京都	練馬区	165
26	東京都	大田区	158
27	愛知県	岡崎市	153
28	沖縄県	沖縄市	148
29	埼玉県	熊谷市	144
30	沖縄県	読谷村	144
31	愛媛県	四国中央市	139
32	東京都	東村山市	138
33	大阪府	東大阪市	136
34	茨城県	ひたちなか市	134
35	東京都	多摩市 *	133
36	東京都	稲城市	133
37	千葉県	柏市	131
38	宮城県	大崎市	130
39	愛媛県	松山市	130
40	埼玉県	狭山市	127
41	東京都	台東区	123
42	高知県	高知市	119
43	千葉県	印西市	104
44	埼玉県	蓮田市	103
45	神奈川県	相模原市 *	103
46	福岡県	粕屋町	102
47	埼玉県	春日部市	100
48	福島県	相馬市	98
49	愛知県	豊川市	97
50	大阪府	吹田市 *	97
51	埼玉県	八潮市	96
52	広島県	広島市	96
53	福島県	会津若松市	94
54	福島県	喜多方市	94
55	千葉県	八千代市	93
56	香川県	高松市	93

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
57	大阪府	岸和田市	92
58	岩手県	奥州市	91
59	東京都	墨田区 *	87
60	東京都	清瀬市	84
61	宮城県	日向市	83
62	沖縄県	宜野湾市	83
63	東京都	東大和市	80
64	大阪府	四條畷市	78
65	沖縄県	宮古島市	78
66	東京都	調布市	77
67	大阪府	貝塚市	77
68	東京都	東久留米市	76
69	静岡県	湖西市	75
70	福島県	郡山市	72
71	沖縄県	那覇市	71
72	愛知県	豊橋市	70
73	埼玉県	東松山市	69
74	千葉県	成田市	69
75	広島県	東広島市	68
76	山口県	周南市	68
77	滋賀県	東近江市	67
78	愛知県	西尾市	66
79	東京都	文京区 *	64
80	島根県	出雲市	64
81	東京都	西東京市 *	63
82	兵庫県	小野市 *	63
83	佐賀県	唐津市	63
84	神奈川県	寒川町	62
85	千葉県	佐倉市	59
86	千葉県	市原市	59
87	鹿児島県	鹿児島市	59
88	神奈川県	伊勢原市	58
89	宮城県	都城市	58
90	兵庫県	川西市	56
91	宮城県	日南市	54
92	大阪府	大阪狭山市	53
93	静岡県	静岡市	51
94	宮城県	石巻市	50
95	宮城県	亘理町	50
96			
97			
98			
99			
100			
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112			

- (※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。
 - ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。
- ※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
- (1) 開所時間が保護者の希望にんでいる。(例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
 - (2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能)
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。
 - ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。
 - ・保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。
 - ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自自治体が定めるところであり、市区町村名右の*は、利用対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外としている自治体を示す。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	3,258	1,451	44.5%
2	青森県	860	483	56.2%
3	岩手県	1,652	806	48.8%
4	宮城県	1,759	870	49.5%
5	秋田県	1,119	524	46.8%
6	山形県	1,386	730	52.7%
7	福島県	1,409	748	53.1%
8	茨城県	4,688	1,102	23.5%
9	栃木県	3,072	1,296	42.2%
10	群馬県	2,430	794	32.7%
11	埼玉県	7,749	2,795	36.1%
12	千葉県	6,342	1,990	31.4%
13	東京都	18,428	6,908	37.5%
14	神奈川県	3,808	684	18.0%
15	新潟県	2,185	1,100	50.3%
16	富山県	1,299	117	9.0%
17	石川県	1,233	505	41.0%
18	福井県	841	406	48.3%
19	山梨県	748	410	54.8%
20	長野県	1,829	519	28.4%
21	岐阜県	2,043	610	29.9%
22	静岡県	2,902	1,072	36.9%
23	愛知県	5,434	1,090	20.1%
24	三重県	3,383	850	25.1%
25	滋賀県	2,424	857	35.4%
26	京都府	1,792	636	35.5%
27	大阪府	3,155	906	28.7%
28	兵庫県	3,135	1,277	40.7%
29	奈良県	1,592	463	29.1%
30	和歌山県	874	266	30.4%
31	鳥取県	916	299	32.6%
32	島根県	1,177	356	30.2%
33	岡山県	1,847	603	32.6%
34	広島県	1,700	559	32.9%
35	山口県	2,113	410	19.4%
36	徳島県	1,148	500	43.6%
37	香川県	855	334	39.1%
38	愛媛県	1,274	172	13.5%
39	高知県	589	224	38.0%
40	福岡県	3,686	1,140	30.9%
41	佐賀県	1,614	567	35.1%
42	長崎県	1,440	615	42.7%
43	熊本県	1,905	703	36.9%
44	大分県	1,591	446	28.0%
45	宮崎県	1,239	549	44.3%
46	鹿児島県	2,612	864	33.1%
47	沖縄県	3,130	1,510	48.2%
都道府県合計		121,665	42,116	34.6%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,718	612	35.6%
49	仙台市	1,446	1,078	74.6%
50	さいたま市	2,179	731	33.5%
51	千葉市	1,521	632	41.6%
52	横浜市	10,184	1,356	13.3%
53	川崎市	1,760	364	20.7%
54	相模原市	1,529	103	6.7%
55	新潟市	1,234	423	34.3%
56	静岡市	586	295	50.3%
57	浜松市	1,171	177	15.1%
58	名古屋市	2,745	589	21.5%
59	京都市	1,172	616	52.6%
60	大阪市	1,268	262	20.7%
61	堺市	1,357	97	7.1%
62	神戸市	2,269	479	21.1%
63	岡山市	1,562	353	22.6%
64	広島市	2,267	678	29.9%
65	北九州市	1,682	350	20.8%
66	福岡市	947	691	73.0%
67	熊本市	735	230	31.3%
指定都市合計		39,332	10,116	25.7%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	462	237	51.3%
69	旭川市	488	214	43.9%
70	青森市	246	195	79.3%
71	八戸市	265	131	49.4%
72	盛岡市	472	160	33.9%
73	秋田市	381	182	47.8%
74	山形市	423	255	60.3%
75	福島市	567	260	45.9%
76	郡山市	731	198	27.1%
77	いわき市	525	270	51.4%
78	水戸市	664	108	16.3%
79	宇都宮市	741	243	32.8%
80	前橋市	656	256	39.0%
81	高崎市	577	198	34.3%
82	川越市	291	210	72.2%
83	川口市	480	97	20.2%
84	越谷市	244	223	91.4%
85	船橋市	592	295	49.8%
86	柏市	364	180	49.5%
87	八王子市	898	197	21.9%
88	横須賀市	641	122	19.0%
89	富山市	927	229	24.7%
90	金沢市	743	256	34.5%
91	福井市	724	135	18.6%
92	甲府市	140	119	85.0%
93	長野市	1,004	0	0.0%
94	松本市	390	109	27.9%
95	岐阜市	355	79	22.3%
96	豊橋市	583	102	17.5%
97	岡崎市	759	184	24.2%
98	一宮市	525	28	5.3%
99	豊田市	964	74	7.7%
100	大津市	558	326	58.4%
101	豊中市	307	307	100.0%
102	吹田市	542	302	55.7%
103	高槻市	472	121	25.6%
104	枚方市	532	122	22.9%
105	八尾市	303	285	94.1%
106	寝屋川市	149	69	46.3%
107	東大阪市	610	191	31.3%
108	姫路市	598	52	8.7%
109	尼崎市	403	240	59.6%
110	明石市	331	105	31.7%
111	西宮市	592	252	42.6%
112	奈良市	550	185	33.6%
113	和歌山市	512	396	77.3%
114	鳥取市	446	181	40.6%
115	松江市	629	213	33.9%
116	倉敷市	1,064	371	34.9%
117	呉市	287	117	40.8%
118	福山市	308	296	96.1%
119	下関市	201	116	57.7%
120	高松市	957	214	22.4%
121	松山市	1,084	433	39.9%
122	高知市	296	239	80.7%
123	久留米市	253	149	58.9%
124	長崎市	1,086	328	30.2%
125	佐世保市	443	166	37.5%
126	大分市	425	182	42.8%
127	宮崎市	579	185	32.0%
128	鹿児島市	1,471	61	4.1%
129	那覇市	865	423	48.9%
中核市合計		34,675	12,173	35.1%
総合計		195,672	64,405	32.9%

※放課後児童支援員等は、育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

令和6年5月1日 こども家庭庁調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	149	52	201	33.0%
2	青森県	51	20	71	40.3%
3	岩手県	39	67	106	36.8%
4	宮城県	61	66	127	45.4%
5	秋田県	63	23	86	46.0%
6	山形県	48	34	82	34.0%
7	福島県	73	32	105	43.8%
8	茨城県	184	130	314	54.0%
9	栃木県	128	108	236	43.9%
10	群馬県	74	65	139	35.5%
11	埼玉県	259	340	599	58.4%
12	千葉県	342	246	588	73.7%
13	東京都	589	453	1,042	55.1%
14	神奈川県	133	45	178	37.1%
15	新潟県	140	49	189	54.5%
16	富山県	58	34	92	54.8%
17	石川県	53	46	99	41.8%
18	福井県	37	6	43	25.3%
19	山梨県	41	19	60	30.5%
20	長野県	80	44	124	42.3%
21	岐阜県	149	71	220	76.9%
22	静岡県	162	158	320	63.9%
23	愛知県	205	163	368	53.4%
24	三重県	40	98	138	31.7%
25	滋賀県	41	71	112	41.0%
26	京都府	80	84	164	72.9%
27	大阪府	195	117	312	89.4%
28	兵庫県	192	167	359	69.8%
29	奈良県	62	66	128	59.8%
30	和歌山県	57	36	93	63.3%
31	鳥取県	27	14	41	32.8%
32	島根県	34	39	73	40.8%
33	岡山県	67	46	113	50.0%
34	広島県	67	76	143	50.9%
35	山口県	73	94	167	63.3%
36	徳島県	26	33	59	38.3%
37	香川県	41	33	74	54.0%
38	愛媛県	62	43	105	59.0%
39	高知県	24	46	70	71.4%
40	福岡県	94	225	319	69.7%
41	佐賀県	108	113	221	80.4%
42	長崎県	6	22	28	11.3%
43	熊本県	34	84	118	35.6%
44	大分県	54	58	112	46.9%
45	宮崎県	60	17	77	32.4%
46	鹿児島県	44	34	78	17.6%
47	沖縄県	12	54	66	13.1%
都道府県合計	4,618	3,941	8,559	49.9%	

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	88	0	88	35.5%
49	仙台市	74	6	80	32.5%
50	さいたま市	42	39	81	24.7%
51	千葉市	77	66	143	72.6%
52	横浜市	314	22	336	58.5%
53	川崎市	0	114	114	80.9%
54	相模原市	17	23	40	31.5%
55	新潟市	30	81	111	60.3%
56	静岡市	39	30	69	73.4%
57	浜松市	45	94	139	83.2%
58	名古屋市	54	2	56	24.3%
59	京都市	50	9	59	26.8%
60	大阪市	83	0	83	44.9%
61	堺市	65	25	90	96.8%
62	神戸市	57	20	77	30.7%
63	岡山市	17	65	82	86.3%
64	広島市	4	11	15	6.8%
65	北九州市	15	74	89	67.9%
66	福岡市	24	117	141	94.6%
67	熊本市	40	39	79	83.2%
指定都市合計	1,135	837	1,972	49.6%	

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	17	1	18	26.1%
69	旭川市	35	17	52	53.6%
70	青森市	31	3	34	68.0%
71	八戸市	10	5	15	29.4%
72	盛岡市	1	5	6	8.5%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	33	10	43	52.4%
75	福島市	4	8	12	14.5%
76	郡山市	32	12	44	54.3%
77	いわき市	25	35	60	69.0%
78	水戸市	18	14	32	57.1%
79	宇都宮市	8	57	65	91.5%
80	前橋市	10	23	33	38.8%
81	高崎市	10	60	70	68.0%
82	川崎市	22	10	32	88.9%
83	川口市	32	19	51	91.1%
84	越谷市	13	37	50	89.3%
85	船橋市	43	50	93	89.4%
86	柏市	0	41	41	89.1%
87	八王子市	29	27	56	62.2%
88	横須賀市	29	2	31	39.2%
89	富山市	19	32	51	38.6%
90	金沢市	10	6	16	14.7%
91	福井市	37	0	37	44.0%
92	甲府市	6	11	17	45.9%
93	長野市	49	0	49	58.3%
94	松本市	3	9	12	30.0%
95	岐阜市	45	0	45	97.8%
96	豊橋市	23	16	39	39.4%
97	岡崎市	5	3	8	14.5%
98	一宮市	2	4	6	10.0%
99	豊田市	33	37	70	95.9%
100	大津市	8	14	22	30.1%
101	豊中市	32	6	38	100.0%
102	吹田市	0	35	35	97.2%
103	高槻市	19	19	38	52.1%
104	枚方市	0	41	41	93.2%
105	八尾市	16	9	25	78.1%
106	寝屋川市	18	5	23	100.0%
107	東大阪市	25	25	50	87.7%
108	姫路市	14	71	85	68.5%
109	尼崎市	17	40	57	67.1%
110	明石市	9	19	28	100.0%
111	西宮市	11	90	101	84.9%
112	奈良市	7	36	43	91.5%
113	和歌山市	73	19	92	88.5%
114	鳥取市	40	14	54	69.2%
115	松江市	12	14	26	30.6%
116	倉敷市	18	34	52	81.3%
117	呉市	25	9	34	81.0%
118	福山市	36	27	63	87.5%
119	下関市	26	9	35	92.1%
120	高松市	19	23	42	50.0%
121	松山市	5	26	31	54.4%
122	高知市	32	47	79	89.8%
123	久留米市	0	43	43	89.6%
124	長崎市	21	19	40	42.1%
125	佐世保市	1	11	12	16.4%
126	大分市	17	36	53	74.6%
127	宮崎市	20	21	41	65.1%
128	鹿児島市	55	55	110	49.8%
129	那覇市	9	18	27	22.5%
中核市合計	1,219	1,389	2,608	57.8%	
総合計	6,972	6,167	13,139	51.3%	

令和6年5月1日 こども家庭庁調査

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	32	8	40	19.9%
2	青森県	6	11	17	23.9%
3	岩手県	5	10	15	14.2%
4	宮城県	8	3	11	8.7%
5	秋田県	14	8	22	25.6%
6	山形県	13	14	27	32.9%
7	福島県	26	5	31	29.5%
8	茨城県	86	74	160	51.0%
9	栃木県	40	21	61	25.8%
10	群馬県	28	16	44	31.7%
11	埼玉県	166	193	359	59.9%
12	千葉県	120	69	189	32.1%
13	東京都	486	319	805	77.3%
14	神奈川県	74	23	97	54.5%
15	新潟県	6	7	13	6.9%
16	富山県	22	16	38	41.3%
17	石川県	1	2	3	3.0%
18	福井県	4	1	5	11.6%
19	山梨県	18	6	24	40.0%
20	長野県	9	8	17	13.7%
21	岐阜県	42	11	53	24.1%
22	静岡県	40	53	93	29.1%
23	愛知県	68	45	113	30.7%
24	三重県	8	19	27	19.6%
25	滋賀県	0	3	3	2.7%
26	京都府	8	37	45	27.4%
27	大阪府	142	89	231	74.0%
28	兵庫県	102	96	198	55.2%
29	奈良県	11	10	21	16.4%
30	和歌山県	14	11	25	26.9%
31	鳥取県	1	0	1	2.4%
32	島根県	13	6	19	26.0%
33	岡山県	10	7	17	15.0%
34	広島県	12	17	29	20.3%
35	山口県	33	34	67	40.1%
36	徳島県	6	1	7	11.9%
37	香川県	3	4	7	9.5%
38	愛媛県	26	13	39	37.1%
39	高知県	1	5	6	8.6%
40	福岡県	35	60	95	29.8%
41	佐賀県	28	21	49	22.2%
42	長崎県	1	5	6	21.4%
43	熊本県	12	29	41	34.7%
44	大分県	12	12	24	21.4%
45	宮崎県	4	1	5	6.5%
46	鹿児島県	0	1	1	1.3%
47	沖縄県	0	4	4	6.1%
都道府県合計		1,796	1,408	3,204	37.4%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	88	0	88	100.0%
49	仙台市	14	5	19	23.8%
50	さいたま市	41	35	76	93.8%
51	千葉市	77	66	143	100.0%
52	横浜市	314	22	336	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	19	67	86	77.5%
56	静岡市	37	29	66	95.7%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	54	0	54	96.4%
59	京都市	33	6	39	66.1%
60	大阪市	83	0	83	100.0%
61	堺市	16	5	21	23.3%
62	神戸市	10	4	14	18.2%
63	岡山市	2	11	13	15.9%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	24	117	141	100.0%
67	熊本市	15	9	24	30.4%
指定都市合計		830	491	1,321	67.0%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.1%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	0	0	0	0.0%
71	八戸市	2	0	2	13.3%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	0	0	0	0.0%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	0	0	0	0.0%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	水戸市	17	14	31	96.9%
79	宇都宮市	5	52	57	87.7%
80	前橋市	9	22	31	93.9%
81	高崎市	0	0	0	0.0%
82	川越市	11	5	16	50.0%
83	川口市	21	16	37	72.5%
84	越谷市	3	12	15	30.0%
85	船橋市	43	50	93	100.0%
86	柏市	0	41	41	100.0%
87	八王子市	28	27	55	98.2%
88	横須賀市	13	0	13	41.9%
89	富山市	3	6	9	17.6%
90	金沢市	0	1	1	6.3%
91	福井市	1	0	1	2.7%
92	甲府市	0	0	0	0.0%
93	長野市	49	0	49	100.0%
94	松本市	0	0	0	0.0%
95	岐阜市	0	0	0	0.0%
96	豊橋市	23	16	39	100.0%
97	岡崎市	0	0	0	0.0%
98	一宮市	0	2	2	33.3%
99	豊田市	0	0	0	0.0%
100	大津市	0	0	0	0.0%
101	豊中市	28	6	34	89.5%
102	吹田市	0	35	35	100.0%
103	高槻市	7	3	10	26.3%
104	枚方市	0	41	41	100.0%
105	八尾市	10	3	13	52.0%
106	寝屋川市	18	5	23	100.0%
107	東大阪市	0	0	0	0.0%
108	姫路市	0	0	0	0.0%
109	尼崎市	17	40	57	100.0%
110	明石市	0	0	0	0.0%
111	西宮市	3	67	70	69.3%
112	奈良市	6	36	42	97.7%
113	和歌山市	0	0	0	0.0%
114	鳥取市	2	0	2	3.7%
115	松江市	8	11	19	73.1%
116	倉敷市	18	34	52	100.0%
117	呉市	1	1	2	5.9%
118	福山市	11	7	18	28.6%
119	下関市	13	1	14	40.0%
120	高松市	7	8	15	35.7%
121	松山市	1	10	11	35.5%
122	高知市	0	0	0	0.0%
123	久留米市	0	0	0	0.0%
124	長崎市	7	8	15	37.5%
125	佐世保市	1	4	5	41.7%
126	大分市	11	21	32	60.4%
127	宮崎市	2	3	5	12.2%
128	鹿児島市	55	55	110	100.0%
129	那覇市	7	9	16	59.3%
中核市合計		463	672	1,135	43.5%
総合計		3,089	2,571	5,660	43.1%

令和6年5月1日 こども家庭庁調査

待機児童数上位20自治体における待機児童に関する状況①

市区町村名	①令和6年5月1日時点待機児童数（確報値）								②令和6年10月1日時点待機児童数（速報値）								③対象学年	④登録児童数	⑤定員		⑥学校実施率	⑦校内交流型実施率	⑧放課後児童クラブと一体的に運営する類似事業の有無	⑨児童館・ランドセル来館の実施有無	⑩放課後居場所緊急対策事業の実施有無	⑪放課後児童クラブ利用調整支援事業の実施有無	
	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	前年比	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	前年比			総定員	定員充足率							
1 埼玉県越谷市	395	31	48	85	164	56	11	67	36	6	9	12	8	1	0	9	小学6年生まで	3,477	3,538	98.3%	89.3%	33.9%					
2 埼玉県所沢市	392	47	42	67	158	56	22	55	151	14	21	18	62	28	8	▲5	小学6年生まで	3,470	3,101	111.9%	26.4%	13.2%					
3 東京都足立区	388	42	89	105	101	37	14	125	267	20	63	80	74	21	9	103	小学6年生まで	5,209	5,113	101.9%	30.9%	30.9%		○			
4 東京都葛飾区	383	18	41	173	114	28	9	55	230	11	16	104	85	11	3	▲25	小学6年生まで	4,976	5,019	99.1%	57.0%	21.5%			○		
5 東京都杉並区	371	12	20	151	164	21	3	114	167	5	3	74	73	10	2	74	小学6年生まで	6,155	5,657	108.8%	38.6%	28.1%		○			
6 兵庫県宝塚市	314	46	42	57	129	26	14	149	122	15	13	35	48	8	3	94	小学6年生まで	2,294	2,379	96.4%	51.1%	37.8%					
7 埼玉県さいたま市	288	45	66	109	43	22	3	▲41	113	6	11	51	26	16	3	▲11	小学6年生まで	13,425	14,177	94.7%	24.7%	23.8%					
8 兵庫県尼崎市	269	16	57	113	53	22	8	64	177	3	36	91	37	9	1	74	小学6年生まで	3,384	3,315	102.1%	67.1%	67.1%	○	-			
9 東京都立川市	242	4	39	107	67	21	4	30	116	3	17	45	37	11	3	39	小学6年生まで	1,913	1,790	106.9%	34.2%	0.0%		○	○		
10 岡山県岡山市	236	0	0	3	116	89	28	43	52	1	1	0	35	12	3	▲12	小学6年生まで	9,904	9,856	100.5%	86.3%	14.7%		○			
11 山口県山口市	229	6	9	42	132	26	14	9	109	2	4	18	59	17	9	2	小学6年生まで	2,656	2,822	94.1%	54.2%	0.0%					
12 東京都中央区	226	29	74	80	37	6	0	▲31	212	22	68	80	36	6	0	▲22	小学6年生まで	1,135	1,133	100.2%	37.0%	37.0%	○				
13 兵庫県姫路市	225	42	16	10	119	31	7	88	44	13	3	4	16	6	2	18	小学6年生まで	4,616	6,581	70.1%	68.5%	0.0%					
14 千葉県船橋市	219	11	24	72	71	31	10	▲119	56	1	4	20	25	6	0	▲6	小学6年生まで	5,690	5,339	106.6%	89.4%	89.4%	○	○			
15 山口県下関市	217	0	12	26	109	55	15	121	38	0	0	2	17	17	2	5	小学6年生まで	2,476	3,030	81.7%	92.1%	44.7%					
16 東京都目黒区	214	19	44	77	62	11	1	100	174	13	26	81	43	11	0	122	小学6年生まで	2,504	2,624	95.4%	41.7%	0.0%	○	○			
17 千葉県市川市	205	3	3	0	85	87	27	22	88	0	0	0	33	42	13	8	小学6年生まで	5,712	6,138	93.1%	75.5%	81.6%					
18 静岡県浜松市	202	14	18	65	61	38	6	12	78	9	13	27	18	9	2	▲75	小学6年生まで	7,275	7,777	93.5%	83.2%	0.0%					
19 神奈川県茅ヶ崎市	200	23	22	49	57	35	14	8	71	5	7	28	19	9	3	▲3	小学6年生まで	2,162	2,251	96.0%	5.6%	5.6%		-	○		
20 埼玉県朝霞市	197	10	27	83	69	8	0	129	128	8	17	51	47	5	0	81	小学6年生まで	1,776	1,854	95.8%	45.5%	0.0%		○			

各項目について

- ③ 放課後児童クラブの対象児童の学年
- ⑥ 実施場所が学校の余裕教室、学校敷地内専用施設のクラブの割合
- ⑦ 放課後子供教室と放課後児童クラブを同一学校内等において実施しており、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動に参加できるクラブの割合
- ⑧ 放課後児童クラブを実施している小学校区にある全ての小学校内において、放課後児童クラブと類似した事業（開所時間や活動内容が同程度）が放課後児童クラブと併設されている場合は○を選択
- ⑨ ランドセル来館事業とは、下校後自宅に帰宅せずランドセルを背負ったまま児童館に来館できる取組。実施している場合は○、管内に児童館がない場合は「-」を選択
- ⑩ 令和6年度交付申請ベースで回答（保育対策総合支援事業費補助金）
- ⑪ 令和6年度交付申請ベースで回答（子ども・子育て支援交付金）

待機児童数上位20自治体における待機児童に関する状況②

市区町村名	②令和6・7年度に実施する待機児童対策
1 埼玉県越谷市	保育室の新設及び改修を行い、定員の拡充を図っている。令和7年度以降も引き続き施設整備を進めていく。
2 埼玉県所沢市	・令和6年7月に1施設新設・1支援単位増設・令和7年4月から2施設新設・令和7年度夏季休業中に放課後居場所緊急対策事業の実施を予定上記取組みにより、待機児童の解消を目指している。
3 東京都足立区	学童保育室、放課後子ども教室、児童館特例利用等による放課後の居場所の確保を総合的に推進していく。
4 東京都葛飾区	確保方策としては、①余裕教室を活用した学童保育室の定員拡大及び新設②需要が多い地域への民設学童保育室の誘致③放課後子ども教室との一体的運用の検討を進めていく。
5 東京都杉並区	放課後居場所緊急対策事業「かつしかプラス」（学校内の諸教室を活用した待機児童の見守り事業）を4校で実施した。待機児童の多い地域で学童保育クラブを新設した。公立学童保育クラブにて、待機児童の多い3クラブにおいて、夏季一時学童保育の追加受入れを行った。
6 兵庫県宝塚市	令和7年に学童クラブ2所を整備するほか、引き続き、量的整備の検討を行う。
7 埼玉県さいたま市	合わせて、全40校中17校で実施の小学校内での放課後等居場所事業を9年度までに全校実施（7年度3校）するとともに、おやつ提供等、事業の拡充により、待機児童の受け皿となる取組を進める予定。
8 兵庫県尼崎市	・民間児童クラブの誘致を行い、受け入れ態勢の確保に努める。・夏休み期間限定の受け入れ枠を創設し、利用者の分散を図る。
9 東京都立川市	民間物件を活用した民設放課後児童クラブの整備に取り組むとともに、学校施設を活用して利用を希望する全ての児童を受け入れる「放課後子ども居場所事業」のモデル事業を実施する。
10 岡山県岡山市	令和7年4月より、待機児童が多く発生している小学校の敷地内において、クラブ数の増（計3クラブ）を予定しているほか、民設民営の放課後児童クラブに対する補助金の拡充を予定。
11 山口県山口市	令和6年度は、民間委託による放課後子ども教室（週5開催）を、市内19校中11校で実施。7年度はさらに4校に導入するほか、新1年生の利用開始時期を前倒しし、利用促進を図る。
12 東京都中央区	また、最も待機児童の多い学区に学童保育所を新設する。
13 兵庫県姫路市	・定員を超えた弾力的な受け入れ・職の周知の強化等による支援員等の確保・特別教室のタイムシェアによる受け入れの拡大・施設の建て替え等による受け皿の確保・民間事業者を活用した受け皿の確保
14 千葉県船橋市	令和6年7月に支援の単位を2増設している。また、新規専用施設の整備により令和7年4月から支援の単位を10増設するなど、待機児童の解消に取り組んでいる。
15 東京都目黒区	民設民営学童クラブの誘致や区立小学校内への学童クラブ設置により待機児童の解消を図っていく。
16 東京都目黒区	職員の募集媒体を拡充する等、幅広く職員募集を周知し人材不足の解消に努めた。空き教室の活用等を行い、定員の増加を行うとともに、民設民営クラブの整備についても検討する。
17 千葉県船橋市	令和6年度はランドセル来館の居場所確保事業やタイムシェアによる受入拡大を実施した。令和7年度はタイムシェアの実施校拡大や増設、職員の処遇改善などを検討している。
18 東京都目黒区	受け皿の確保としては、小学校の空き教室や特別教室の確保やタイムシェアによる利用を検討。併せて、市報やアプリ等を活用し、支援員・補助員の確保を行う。
19 東京都目黒区	令和7年度からすべての児童が小学校内で過ごすことのできる放課後子ども教室のサービスを拡充し、児童館（ランドセル来館を含む）とあわせて、学童保育クラブ以外の放課後の子どもの居場所の選択肢を用意することで、待機児童の解消を図る。
20 千葉県市川市	令和7年4月に1支援の単位を増設し、待機児童が発生した1校についてその解消を目指している。その他の待機児童発生校についても、児童の安全確保等の観点から小学校と調整し余裕教室等を活用した増設を図っていく。
21 静岡県浜松市	学校の空き教室等の活用に加え、民設民営の放課後児童クラブの運営に関する補助を拡充し、民間事業者の参入を促すことで、定員拡大を図り、待機事業を解消する。
22 神奈川県茅ヶ崎市	令和7年4月開所に向けて民設民営児童クラブの公募を行っているほか、学校の特別教室等を活用し、開所に向けての調整や、夏季臨時保育の実施を検討している。
23 埼玉県朝霞市	・令和6年度から3年間、民間放課後児童クラブにおいて、低学年児童の児童を優先的に受け入れを行うクラブに対して補助金の交付を予定。・令和7年度から、居場所提供型の放課後子ども教室の実施を予定。

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村 (1,741市町村)

3 調査の期日

令和6年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

こども家庭庁があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、こども家庭庁成育局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)